

佐倉市みどりの基本計画

 佐倉市
SAKURA CITY

令和5年6月

はじめに

「みどりと暮らしをつなぐまち佐倉」を目指して

佐倉市は都心から約40kmにもかかわらず、印旛沼や里山などのみどり豊かな自然に恵まれ、佐倉藩の城下町として繁栄したことで歴史と文化の薫り高いまちであり、アクセス性にも優れた立地条件が大きな魅力となっています。先人たちが長い年月をかけて、自然と共生し、歴史、文化を紡いできたからこそ、私たち現役世代は本市の誇るべき資源を享受できています。



我が国は、1950年代後半から、めざましい経済発展を成し遂げ、人口急増期を迎えてきた一方で、近年は、少子高齢化・人口減少の進展や自然災害の激甚化・頻発化などにより、市民の皆さまの価値観やライフスタイルが多様化し、住環境や自然環境への関心が高まっております。

こうした状況の中、本市には、印旛沼などの豊かな水辺にある佐倉ふるさと広場をはじめ、歴史の趣のある佐倉城址公園や佐倉里山自然公園を代表とする里山や谷津が多く存在しており、このような多様なみどりを活かし、本市の魅力を高めていくことが求められております。

この度、策定いたしました「佐倉しみどりの基本計画」では、「みどりの保全」、「みどりの活用」、「みどりの共創」を基本方針として、公園緑地等の維持管理や整備により、みどりを守り、質を向上するだけでなく、みどりをグリーンインフラとして活用することにより、潤いのある豊かな都市空間を形成し、人と自然が共生できる持続可能なまちづくりを実現してまいります。

今後とも、先人たちがつないできた「自然 歴史 文化」という資源を活かし、未来に希望が持てる佐倉を次世代に引き継いでまいりますので、本計画の推進に対しまして、より一層のご協力とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの市民の皆さまや各分野の専門家の方々に貴重なご意見やご提言をいただきましたことに対しまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。皆さまと共に作り上げた本計画の実現に向けて、市民の皆さま、民間事業者の方々、そして、行政が手を携えながら、それぞれが担う役割を果たし、「みどりと暮らしをつなぐまち佐倉」を目指してまいりましょう。

令和5年6月

佐倉市長 西田三十五

佐倉市みどりの基本計画

目次

第1章 みどりの基本計画の基本的事項	1
（1）計画策定の背景・目的	1
（2）計画の対象とするみどり	1
（3）みどりの機能	2
（4）計画期間	3
（5）計画の位置づけ	3
（6）みどりを取り巻く社会情勢の変化	4
第2章 佐倉市のみどりの現況と課題	9
（1）佐倉市の概要	9
（2）佐倉市のみどりの概要	12
（3）市民アンケート調査	18
（4）佐倉市のみどりの課題	21
第3章 みどりの保全及び緑化の目標	23
（1）みどりの基本計画の策定の意義	23
（2）みどりの将来像・みどりの基本方針	24
（3）目標（成果指標）	25
第4章 将来像の実現に向けた取組	27
（1）基本施策の設定	27
（2）個別施策の設定	28
（3）取組内容	29
第5章 計画の実現に向けて	45
（1）推進体制の構築	45
（2）進捗管理	46

資料編

- (1) 計画策定の経緯 資-1
- (2) 佐倉市の概要 資-4
- (3) 佐倉市のみどりの概要 資-8
- (4) 市民アンケート調査 資-16
- (5) 用語集 資-32

第1章 みどりの基本計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景・目的

私たちは急激な経済発展を成し遂げた一方で、豊かな自然や生物多様性を失ってしまいましたが、近年の災害の激甚化・頻発化に伴い、みどりの価値が見直され、自然の損失を止め、回復させる機運が高まっています。

また、人口増加時代から人口減少、少子・高齢化時代への転換、生活様式の多様化によるニーズの変化や経済活動の停滞など、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、新たな公園・緑地の創出から既存ストックの保全・活用といった現在ある資源の利活用の促進や限りある財源による適正な維持管理への転換、グリーンインフラの推進による防災・減災、気候変動の緩和・適応や生物多様性の保全、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルの推進、市民の健康とウェルビーイングの向上が求められています。

佐倉すみどりの基本計画(以下、「本計画」という。)は、本市の豊かな自然環境を活かした潤いのある豊かな都市空間の形成による社会経済活動の回復や人と自然が共生できる暮らしを実現することを目的として、みどりに関する将来像や取組を示すものです。

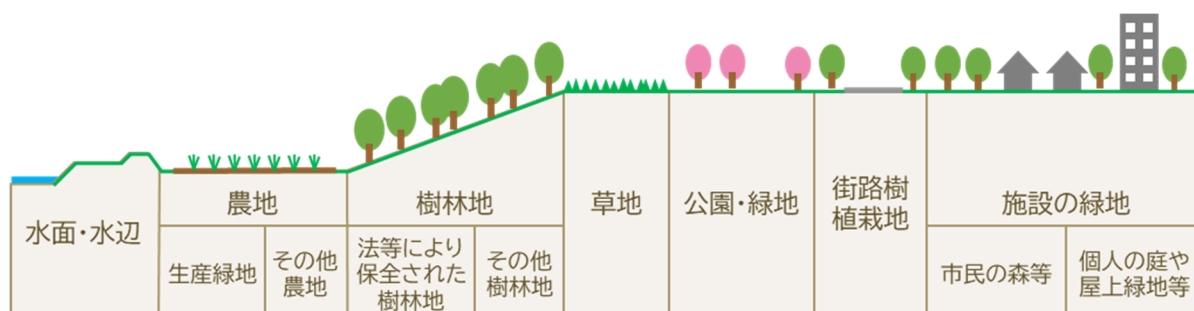
緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する政策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画です。

(2) 計画の対象とするみどり

本計画では、公有地・民有地を含むすべての水面・水辺、農地(田・畑・樹園地)、樹林地、草地、公園・緑地、街路樹・植栽地、施設の緑地といった広い概念の“みどり”を対象とします。

計画の対象とする“みどり”



(3) みどりの機能

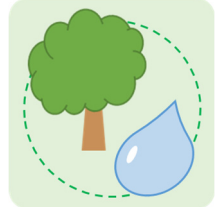
都市のみどりは、人間が適正な保全・整備・管理を行うことにより存在するものであり、多様な機能を有しています。

都市におけるみどりは、以下の5つの機能を有するとされています。

① 環境保全機能

日々の暮らしにうるおいと安らぎをもたらすとともに、多くの生命を育み、都市や地球全体の良好な環境を守り、創出する機能。

緑陰の提供、気温の緩和、大気汚染の改善



② レクリエーション機能

日常生活に楽しみや生きがいを創り、スポーツやレジャー、健康増進、余暇活動の場を提供する機能。

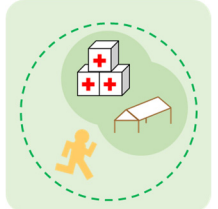
子どもの健全な育成の場・競技スポーツ健康運動の場



③ 防災機能

災害時や緊急時の被害拡大の防止や一時的な避難場所となるなど、都市の安全性を向上させる機能。

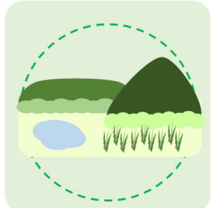
災害時の避難場所



④ 景観機能

みどりは地域を特徴づける要素の一つであり、地域の独自性を活かした美しい風景や魅力的な景色をかたちづくる機能。

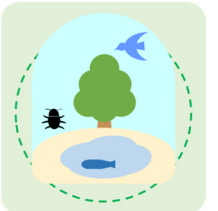
都市景観に潤いと秩序を与える



⑤ 生物多様性維持機能

自然の再生能力や生態系の均衡を保ち、人類を含めた多様な生物が存続していくために必要不可欠な生息・生育基盤としての機能。

生物の生息環境



(4) 計画期間

計画期間は、2023(令和5)年度から2031(令和13)年度の9年間とし、令和13年度を目標年次とします。社会情勢の変化や計画の実施状況等を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。



(5) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、「第5次佐倉市総合計画基本構想・前期基本計画」及び「佐倉市都市マスタープラン」を上位計画とし、「第2次佐倉市環境基本計画」、「佐倉市景観計画」、「佐倉市地域防災計画」等と整合・連携を図る関連計画とします。

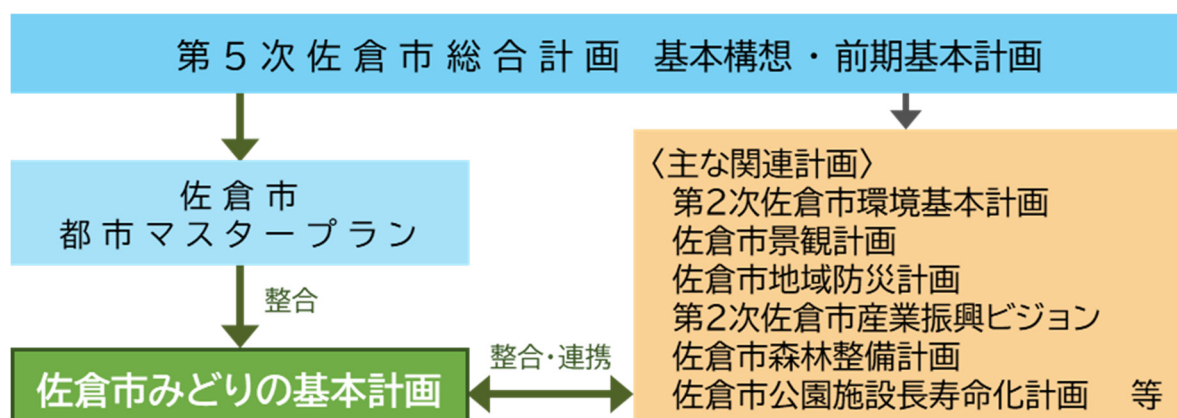


図 本計画の位置づけ

上位計画である第5次総合計画、都市マスタープランともに、本市の特長、佐倉らしさを、「歴史 自然 文化」というキーワードで捉えており、これらの特長を活かして更なるまちの発展を目指すこととしています。

本計画においても、これらのキーワードのうち、特に「自然」へのアプローチを中心に、受け継がれてきた「歴史」や「文化」を踏まえながら、それぞれの施策を展開していきます。

本市においては、「歴史 自然 文化」が佐倉市を特徴づける重要な要素と捉えています。

その為、本計画においても、本市におけるみどりの方向性について、「歴史 自然 文化」の観点を留意しつつ、その基本施策や個別施策を検討していきます。

(6) みどりを取り巻く社会情勢の変化

本計画の策定にあたっては、次のようなみどりを取り巻く社会情勢の変化を踏まえて検討を行います。

1 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27 年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の開発目標であり、5 つの決意とともに、誰一人取り残さない、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

本計画では、持続可能な開発目標(SDGs)に基づく取組を推進していきます。本計画は 17 の目標の多くに関連していますが、特に関連性の高い目標である「3」、「8」、「11」、「13」、「15」、「17」の達成に貢献していきます。



図 5つの決意

出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会（国際連合広報センター：SDGs を広めたい・教えたい方のための「虎の巻」より作成）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



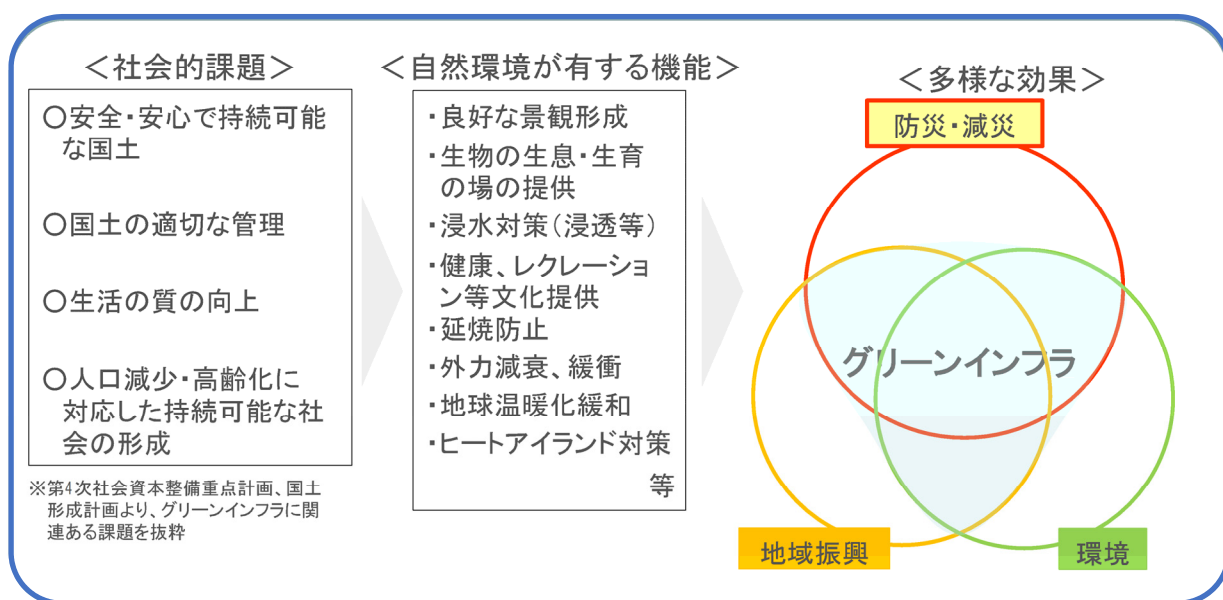
② グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

グリーンインフラの「グリーン」は単に緑、植物という意味だけではなく、「環境に配慮する」、「環境負荷を低減する」といった消極的な対応を越え、さらに緑・水・土・生物などの自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的に活かして環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるという意味を持ちます。

また、グリーンインフラの「インフラ」は、従来のダムや道路等のハードとしての人工構造物だけを指すのではなく、その地域社会の活動を下支えするソフトの取組も含み、公共の事業だけではなく、民間の事業も含まれます。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

出典：第二次国土形成計画における定義



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図 グリーンインフラの概念

出典：国土交通省

我が国では、古来より自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みが行われ、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきており、このような自然が本来持っている機能を、地域住民をはじめとする多様な主体がグリーンインフラとして活用することを通じて、地域特有の環境・社会・経済の基盤である自然資本を持続的に維持管理することが求められています。

③ カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和 2 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」(人為的なもの)から、植林、森林管理などによる「吸収量」(人為的なもの)を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

本市は、令和 3 年 8 月に 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」をしており、みどりの保全・活用を通じた貢献が求められています。

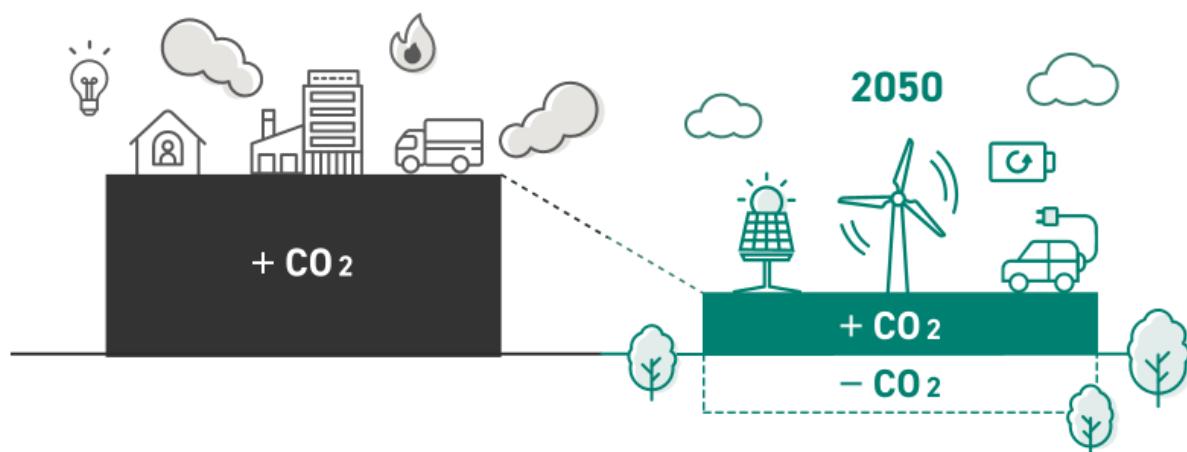


図 カーボンニュートラルイメージ図

出典：環境省 脱炭素ポータル

4 生物多様性

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には個性豊かな様々な生物が存在し、互いに影響しあいながらバランスを保って共存しており、生物多様性が保たれることで、食材の供給や、地球環境の維持など、様々な恩恵をもたらします。生物多様性は山や海や森などだけではなく、都市においても重要な役割を果たしており、その住民に様々な恩恵を提供しています。

その一方で、人間活動が主な要因となって生物の大量絶滅が起きており、生物多様性が危機にさらされていることから、生物多様性を確保し、自然の有する多様性を戦略的に保全・利活用する取組が求められています。

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、2030 年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略が位置づけられました。

生物多様性ちば県戦略では、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて、「保全・再生の取組」「持続可能な利用の取組」「研究・教育の取組」と「取組を支える基盤整備」の取組が示されています。



図 生物多様性が豊かな都市のイメージ

出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き

5 ウェルビーイング (well-being)

ウェルビーイング(well-being)は、世界保健機関(WHO)憲章前文の一節で使われた言葉であり、決まった日本語表現はありませんが、心も身体も社会的にも”満たされた状態”、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉とされています。成熟した社会において、生き方や価値観が多様化し、一人ひとりの主観的な幸せが重視されるようになり、また、新型コロナウイルスの感染拡大が心身の健康や幸せのあり方を問い直すきっかけとなって、国内外で注目度が高まっています。

世界都市公園会議(WUP:World Urban Parks)においても「ウェルビーイング宣言 - 暮らしやすいコミュニティをつくるための公園の役割」が出される等、ウェルビーイングの実現において、みどりが重要な役割を果たすことから、積極的に取り組んでいくことが求められています。

6 都市緑地法等の改正

近年、都市を取り巻く社会経済状況は、少子高齢化と人口減少、都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり、地方の活性化と大都市のグローバル化、社会資本の老朽化の進行、財政制約の深刻化、国民の価値観の多様化など、大きく変化しており、その変化に対応した都市政策、公園緑地政策が求められています。

これらを背景として、都市政策、公園緑地政策は民間活力を最大限活かし、緑・オープンスペースの整備・保全を効率的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、Park-PFI 制度の創出や都市公園内への保育所整備の許可、屋上・壁面緑化を踏まえた緑化地域制度の改正など、平成 29 年に都市緑地法等 6 つの法律が改正されました。特に、都市農地を環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たす「みどり」と位置づけ、まちづくりの構成要素として再評価しています。

これらの「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度の創設等を踏まえて、本計画の取組を推進していきます。



図 都市緑地法等の改正の概要

出典：国土交通省

第2章 佐倉市のみどりの現況と課題

(1) 佐倉市の概要

1 自然的条件

◆位置・概況

- 千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km、成田国際空港から約 15 km、千葉市から約 15 km の距離にあります。
- 面積は約 104 km²で、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、手繰川などが流れ、北部の印旛沼に注いでいます。

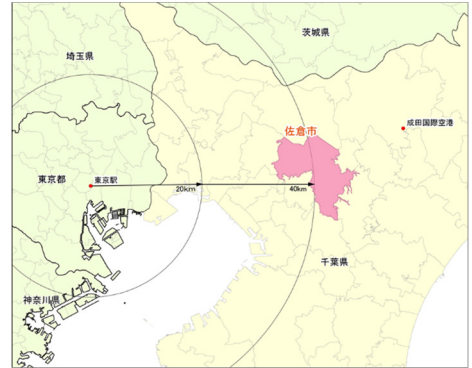


図 佐倉市の位置

◆沿革

- 本市は、国史跡である井野長割遺跡に代表される縄文時代の遺跡が多数残る等、太古から人々の生活が営まれてきた歴史ある地域であり、近世には佐倉藩の城下町が築かれ、その後も陸軍の連隊が置かれるなど、北総地域の中核都市として発展してきました。

◆地形・水系

- 地形は、標高 30～35 m の下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地面は小河川や水路、降雨などの浸食によって削られた大小の谷津が形成され、複雑かつ特徴的な地形となっています。
- 水系は、北部に位置する一級河川の印旛沼の西部調節池(西印旛沼)をはじめ、鹿島川・高崎川・手繰川・小竹川・勝田川、準用河川の上手繰川・上小竹川・佐倉川・南部川・井野川が流れ、その多くが印旛沼に注いでいます。

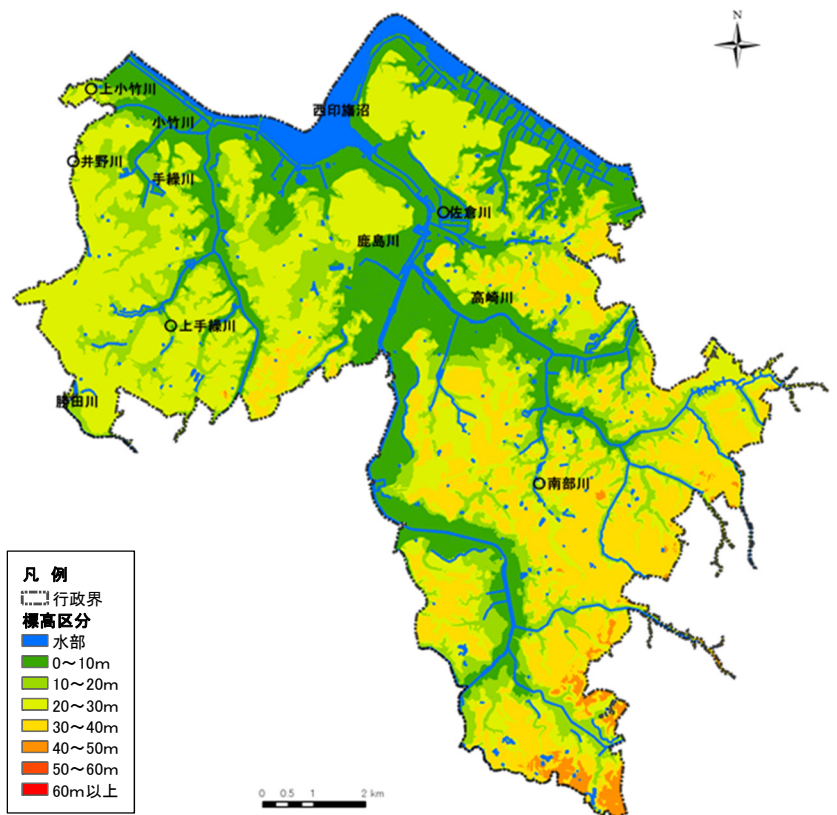


図 佐倉市の地形

資料：国土地理院 基盤地図情報 数値標高モデルより作成

◆植生

- 自然植生の森林植生は、林が台地や丘陵地の肩部や斜面に残されており、斜面緑地の下部には低木の群落、斜面から台地上にかけては落葉広葉樹林、台地上には植林や常緑広葉樹林等があります。
- 近年では適切な維持・管理が困難な場合もあり、かつては里山の低層部にあった竹林が斜面を覆うように増殖している状況もみられます。

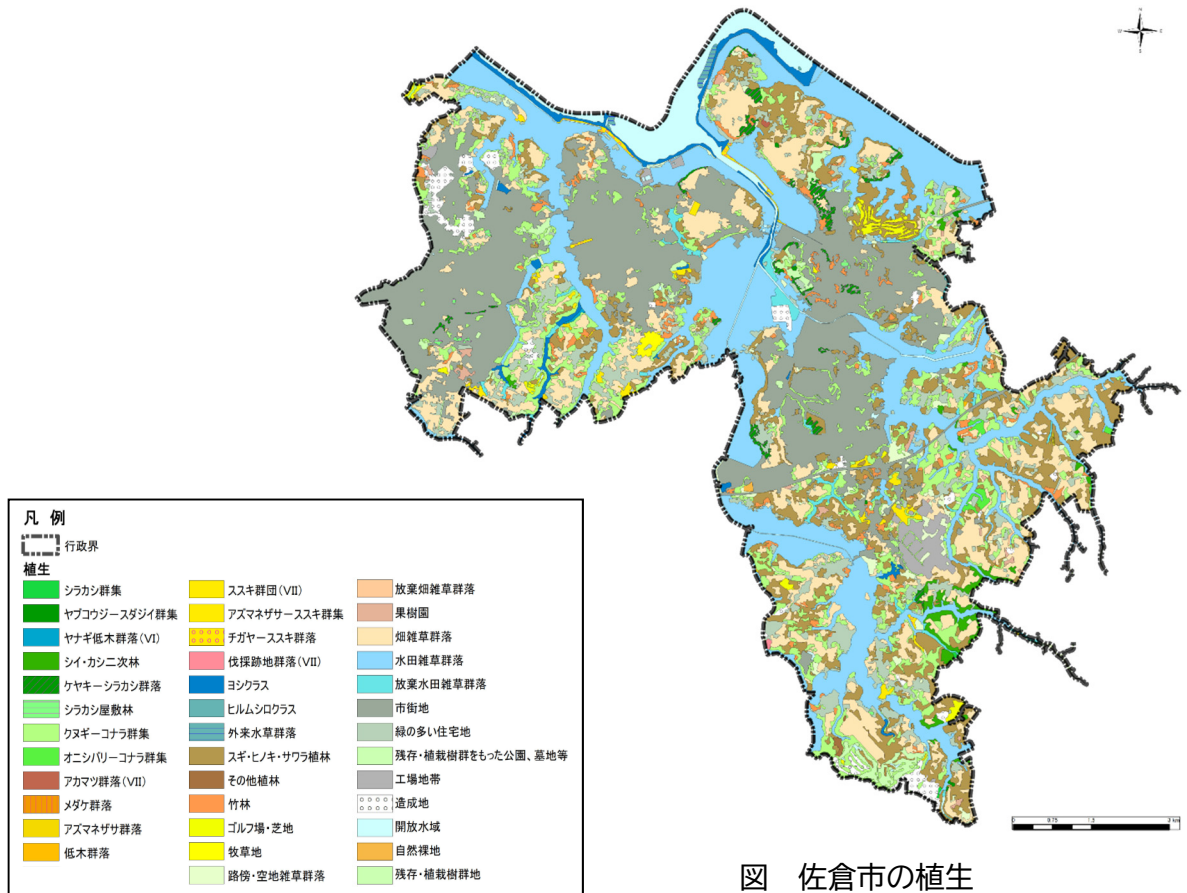


図 佐倉市の植生

資料：環境省自然環境局生物多様性センター 植生調査 GIS データより作成

◆気象

- 年間の平均気温は15℃前後で、年間を通して比較的温暖な気候に恵まれていますが、太平洋側気候(海洋性気候)に属する県内においては内陸部に位置し、冬期は比較的寒さの厳しい地域です。

◆災害

- 土砂災害などの危険がある場所は、市内全域に広がっており、一部は土砂災害特別警戒区域に指定され、主に丘陵部に位置しています。また、市街化区域内では、JR佐倉駅、京成佐倉駅、京成臼井駅の各周辺で土砂災害警戒区域が定められています。
- 洪水浸水想定区域は、印旛沼、印旛沼中央排水路、鹿島川、高崎川、手繰川などの主に市街化調整区域の川沿いの多くで想定されており、市街化区域内では、JR佐倉駅北側、京成佐倉駅北側周辺、山王の一部が、浸水想定区域となっています。
- 市北部の印旛沼の周辺や河川沿いの低地部において、地震によって揺れやすく、液状化の可能性が高い区域が広がっています。

2 社会的条件

◆人口・世帯数

- 総人口は、平成 27 年の 177,411 人をピークに減少へ転じ、令和 2 年の総人口は 174,695 人となっています。
- 年齢 3 区分別人口は、年少人口の減少、老年人口の増加傾向にあり、令和 2 年では年少人口が 19,438 人(11.1%)、生産年齢人口が 99,859 人(57.2%)、老年人口が 55,398 人(31.7%)となっています。
- 市全体の世帯数は、増加傾向が続いており、令和 2 年は 78,329 世帯、世帯人員 2.2 人/世帯となっています。
- 農村地域である和田・弥富地域では、高齢化率(40.5%)や将来人口変化率(-27.1%)が最も大きくなっており、将来的な集落の維持等が懸念されます。

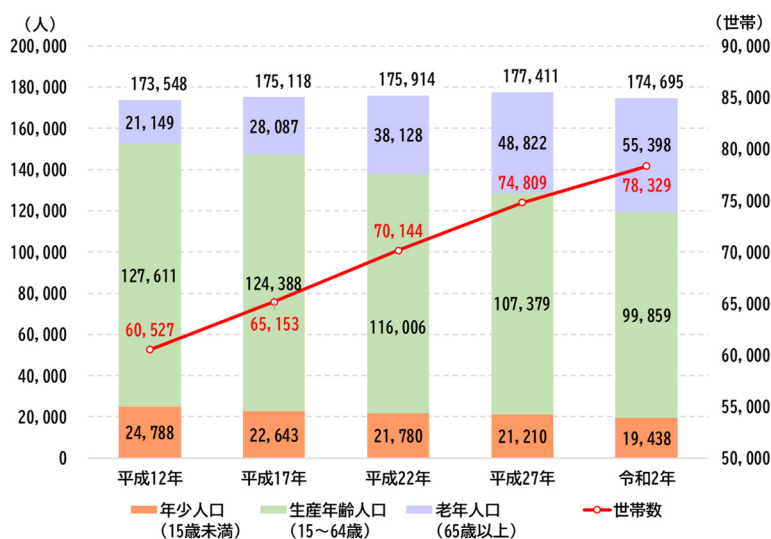


図 年齢3区分別人口、及び世帯数の推移

※人口は平成 27 年 3 月末から集計方法の変更により、外国人の方を加算

資料：住民基本台帳人口より作成

◆土地利用

- 「農地」や「山林」など、「自然的土地利用」が市域の 59.4% を占めており、「都市的土地利用」が 40.6% となっています。

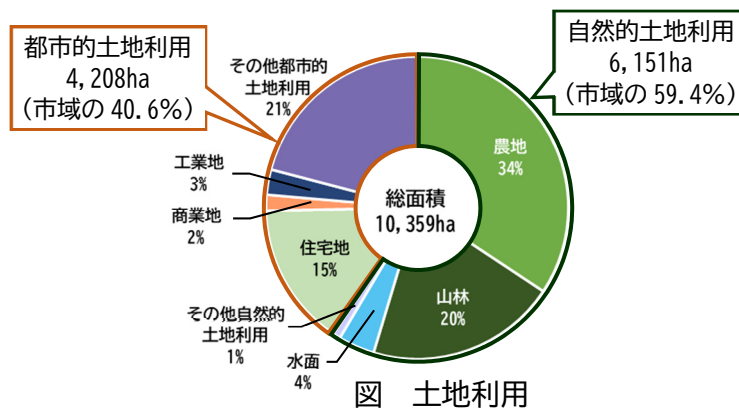


図 土地利用

資料：環境省自然環境局生物多様性センター 植生調査 GIS データより作成

◆生物多様性

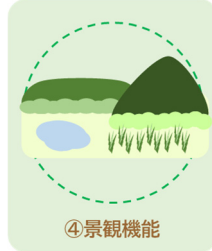
- 本市は下総台地と印旛沼低地で構成されており、特に複雑かつ特徴的な地形が形成されている谷津において、ニホンアカガエルやサシバをはじめとする希少な動植物の生息が確認されるなど、豊かな自然環境の中で生物多様性が保たれています。その一方で、カミツキガメやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生態系に影響を及ぼしています。

(2) 佐倉市のみどりの概要

① 佐倉市を形成する特徴的なみどり

本市は、以下の特徴的なみどりから形成されています。

【みどりの機能】 みどりに求められる5つの系統からの視点



◆市街地の周辺に広がる豊かなみどり（市全域）

【みどりの機能：① ④】  市街地の周辺に広がる豊かなみどり

- 本市は、自然的な土地利用が市域の60%を占めており、市街地内においても、公園や緑地、街路樹などの身近な自然を多く有しています。



写真 自然の植生が残る佐倉城跡

◆印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり（主に佐倉・根郷地域、臼井・千代田地域、志津・ユーカリが丘地域）

【みどりの機能：① ④ ⑤】  印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり

- 印旛沼周辺は、水辺緑地とその背後に広がる水田、斜面樹林地などが連続し、多様な生物の生息地となっており、質の高い豊かな景観を形成しています。



写真 印旛沼サイクリングロード

◆下総台地の田園景観を形成する集落のみどり（市全域）


【みどりの機能：① ④】  下総台地の田園景観を形成する集落のみどり

- 下総台地上は、集落や農地、樹林地が広がり、農家住宅の屋敷林や生垣、集落ごとの寺社林や御神木などにより、里山を形成する田園景観と一体となった豊かなみどりが形成されています。



写真 建物とみどりが調和した集落（坂戸）

◆歴史文化資産と一体となった、旧城下町周辺のみどり（佐倉・根郷地域）

【みどりの機能：④】  歴史文化資産と一体となった、旧城下町周辺のみどり

- 旧城下町周辺を中心に、佐倉城跡や武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館などの歴史文化資産が数多くあり、これらと一体となった景観を形成するみどりが維持管理されています。



写真 旧堀田家住宅・庭園
(国指定重要文化財・名勝)

◆印旛沼低地と谷津の水田地帯のみどり（市全域）


【みどりの機能：① ④ ⑤】  印旛沼低地と谷津の水田地帯のみどり

- 本市の地形は、下総台地と印旛沼低地で構成されており、低地部を流れる河川が複数の地域を結ぶみどりの軸となっています。台地の縁辺部には、斜面緑地が帯状に連なり、低地部には、水田が広がり、その水田と斜面緑地の間に沿って集落が立地し、特徴的な水田地帯のみどりの環境を形成しています。
- 水田と湧水、小川、斜面緑地で構成される「谷津」の空間は、印旛沼の水環境を支えるビオトープ空間として、多様な生物が生息する自然環境を残しています。その代表例である「佐倉里山自然公園」内の畔田谷津においては、里山・谷津の景観を保全・再生すべく市民と協働で谷津を整備する取組を進めています。



写真 佐倉里山自然公園
(下志津、畔田)

◆市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地（市全域）

【みどりの機能：② ③】  市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地等(主なもの)

- 市内には、計342箇所(公園291箇所、緑地51箇所)の都市公園・緑地が開設(147.4ha)されており、市民が気軽に利用できるレクリエーションや憩いの場として利用されています。

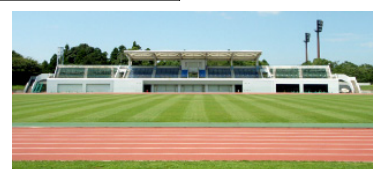

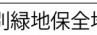


写真 岩名運動公園

② 法や条例等により守られているみどり

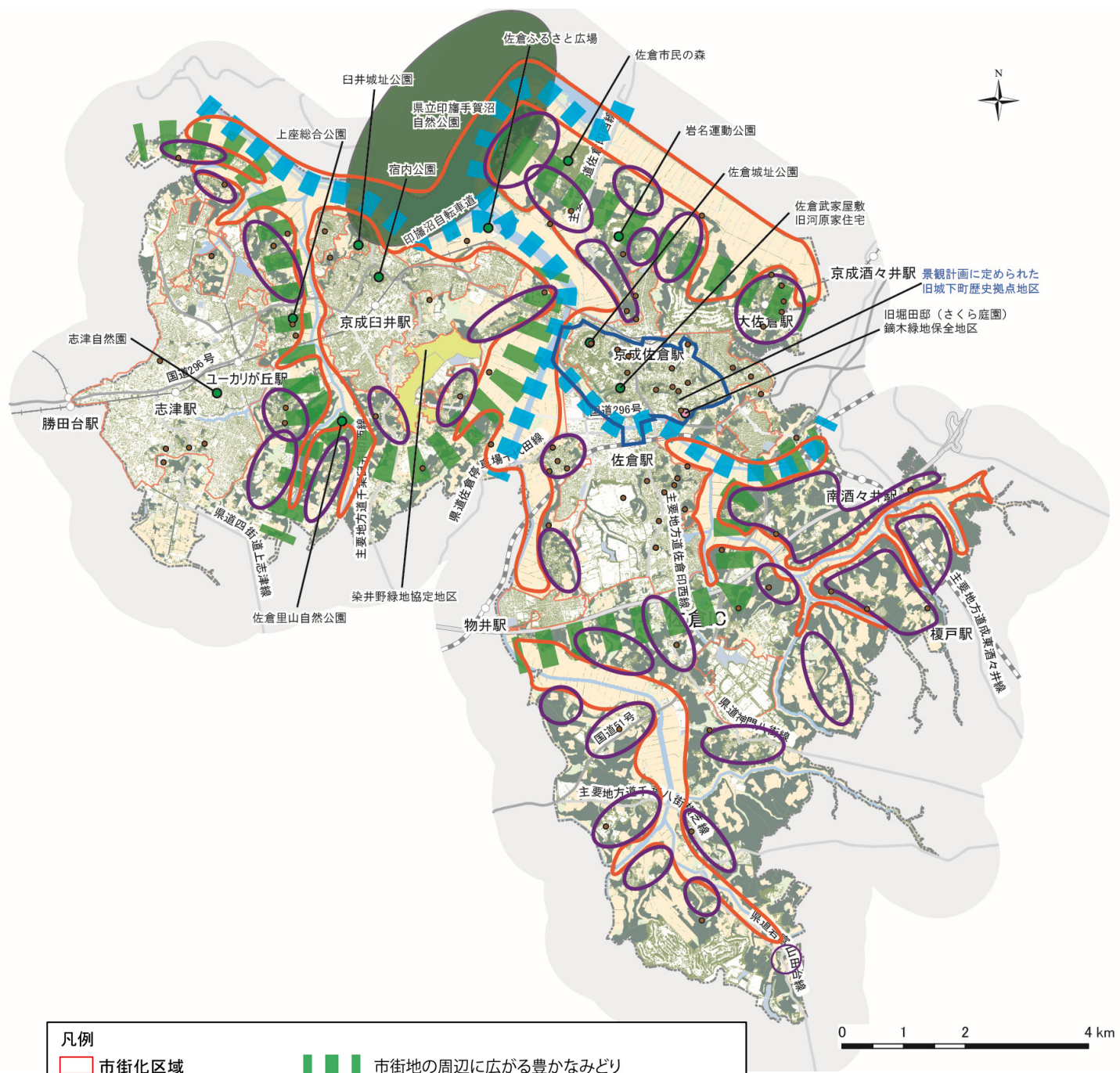
◆法や条例等により守られているみどり（市全域）

【みどりの機能：① ④】  農地  山林  特別緑地保全地区  緑地協定地区  保存樹林地等

- 法や条例等に基づくみどりとして、鐮木特別緑地保全地区のほか、生産緑地地区や名木・古木・樹林・草地等が市内各所で指定されています。また、染井野地区では土地所有者による緑地協定が締結されているほか、緑化協定や自然環境保全協定が締結されている地区もあります。このほか、県及び市の文化財(天然記念物)や市民文化資産(自然資産)が指定・選定されています。



写真 染井野地区



凡例	
 市街化区域	 市街地の周辺に広がる豊かなみどり
 JR線	 印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり
 私鉄	 市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地等(主なもの)
主要道路	 印旛沼低地と谷津の水田地帯のみどり
 東関東自動車道	 下総台地の田園景観を形成する集落のみどり
 国道	 歴史文化資産と一体となった、旧城下町周辺のみどり
 主要地方道、県道	 法や条例等により守られているみどり
 その他主要な道路	 (農地)
 行政界、都市計画区域界	 (山林)
緑被地分類	 (水面)
 農地	 草地等
 山林	 市街地のみどり
 水面	 (特別緑地保全地区)
 草地等	 (緑地協定地区)
 市街地のみどり	 (保存樹林地等)

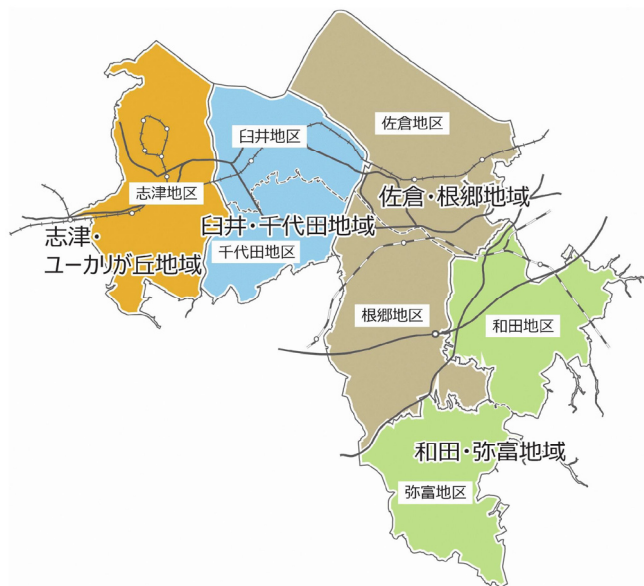
図 本市を形成する特徴的なみどり

3 緑被率

《緑被率とは》 緑被率は、みどりの現状を量的に示す指標の一つであり、航空写真をもとに、「緑被地」を抽出しました。市内すべての樹林地・農地・水面等を、土地利用の状況及び航空写真から判別して算出しています。

○令和元年8月時点の緑被面積は、市全域で約6,991.2 ha、緑被率は約67.5%となっています。本市の緑被率は、近隣自治体、本市と同規模(面積約100 km²)、または都心からの距離が同程度(約40 km)の自治体と比べて、概ね高い比率となっています。

○地域別にみると、市街化区域が多く都市化が進んでいる志津・ユーカリが丘地域の緑被率は最も低く約51.2%となっています。一方、全域が市街化調整区域である和田・弥富地域の緑被率が最も高く約83.7%となっています。



出典：佐倉市都市マスタープラン（令和3年5月）

表 緑被率

	佐倉市 都市計画区域	志津・ユーカリが丘 地域	白井・千代田 地域	佐倉・根郷 地域	和田・弥富 地域
総面積(ha)	10,359.0	2,009.9	1,673.7	3,865.8	2,809.6
緑被面積(ha)	6,991.2	1,028.9	1,039.1	2,571.4	2,351.8
緑被率	67.5%	51.2%	62.1%	66.5%	83.7%

〔参考〕近隣自治体の緑被率（緑の基本計画より）

自治体名	流山市	八千代市	千葉市	柏市	我孫子市	佐倉市	印西市
緑被率	40.3%	43.6%	48.4%	55.6%	56.6%	67.5%	76.3%

〔参考〕佐倉市と同規模、または都心からの距離が同程度の自治体の緑被率

自治体名		緑被率	面積	都心からの距離
埼玉県	春日部市	49.6%	約 66 km ²	約 35 km
	川越市	51.9%	約 109 km ²	約 30 km
	加須市	62.4%	約 134 km ²	約 50 km
神奈川県	平塚市	45.5%	約 45 km ²	約 60 km
	伊勢原市	52.7%	約 56 km ²	約 50 km
	秦野市	73.0%	約 104 km ²	約 60 km



図 緑被現況図

資料：緑被面積：「令和元年度佐倉市航空写真データ」（令和元年8月時点）
土地利用別実面積：第11回都市計画基礎調査【佐倉市】（令和3年度）より作成

4 公園・緑地に関する維持管理費の推移

○本市における人口は、平成10年の170,292人から平成27年の177,411人にかけて増加傾向にありましたが、平成27年をピークに減少へ転じ、令和3年には173,216人となっています。

一方、公園・緑地面積は、新たな公園の整備・開設に伴い、平成10年の124.21haから、令和3年の156.31haへ増加を続けています。

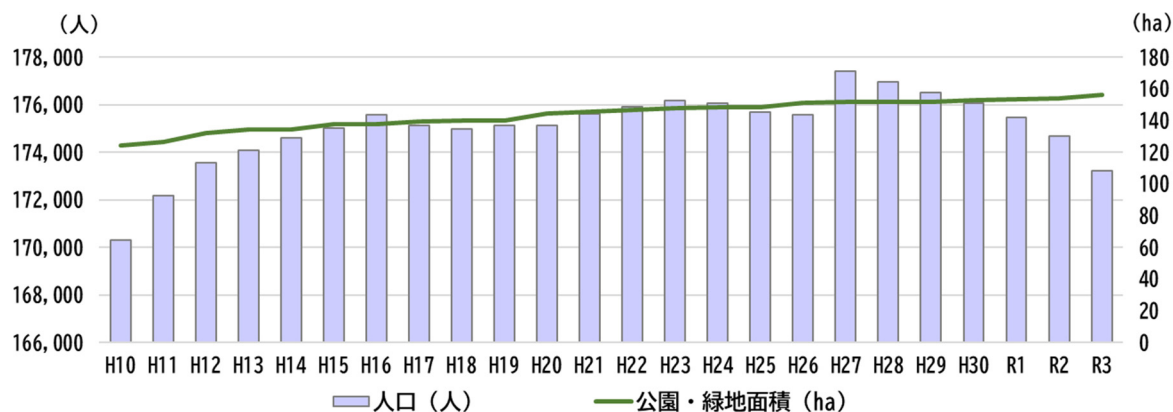


図 人口と公園・緑地面積の推移

※人口は平成27年3月末から集計方法の変更により、外国人の方を加算
資料：住民基本台帳人口より作成

○一人当たりの公園・緑地面積は、人口増加に伴う公園整備や宅地開発により増加傾向にあり、平成10年の7.3㎡/人から令和3年には9.0㎡/人となっています。

その一方で、公園・緑地1㎡あたりの維持管理費は、経年的な財政制約のため、平成10年には368円/㎡でしたが、令和3年には246円/㎡と減少傾向にあります。

また、歳出全体に占める公園・緑地維持管理費の割合においても、平成10年の1.0%から、令和3年度には0.6%と減少傾向となっています。

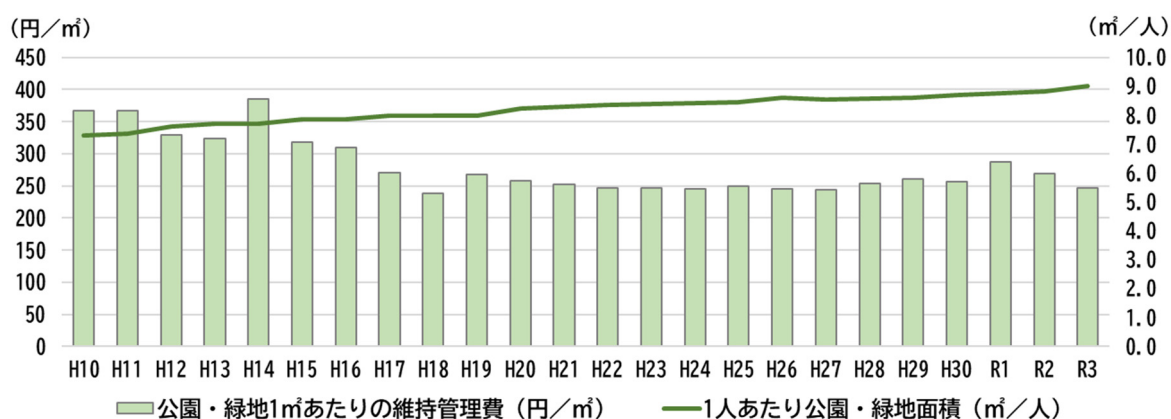


図 1人あたり公園・緑地面積と維持管理費の推移

○今後も人口減少に伴う税収減少等により、公園・緑地の維持管理は費用の確保が厳しい状況が続くことが予想されます。公園・緑地に対する多様な市民ニーズに対応するため、対策を講じる必要があります。

(3) 市民アンケート調査

本市のみどりの取組に対する市民の率直な意見を把握するため、「佐倉のみどりの基本計画」に関する市民アンケート調査を実施しました。

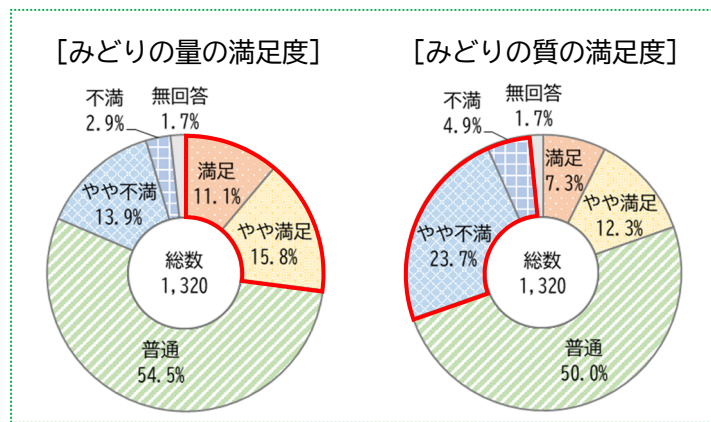
[実施概要]

調査時期：令和4年9月 調査対象：市内在住の18歳～79歳（無作為抽出）
 配布数：3,000 回収数：1,320 回収率：44.0%

◆みどりの量と質の満足度

○市全体のみどりの量については、満足度が高く、みどりの質では、満足度が低い傾向となっています。

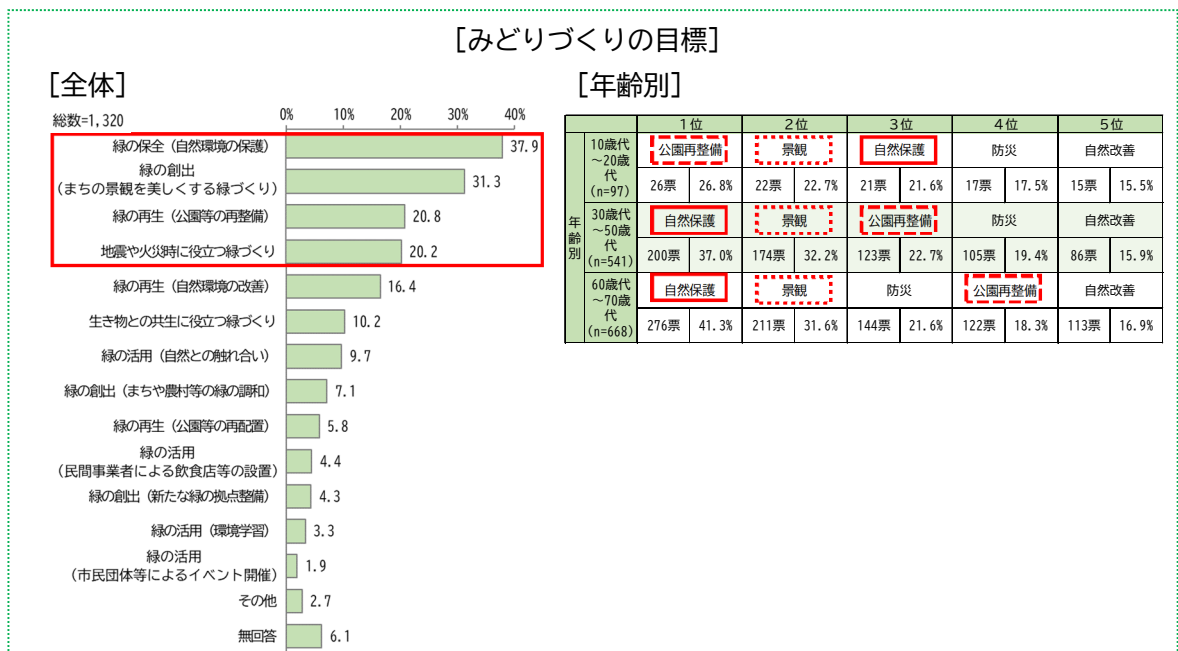
このことから、みどりの量のさらなる確保よりも、みどりの質が向上する保全や活用、再整備といった対応が求められています。



◆今後目指すみどりづくりの目標

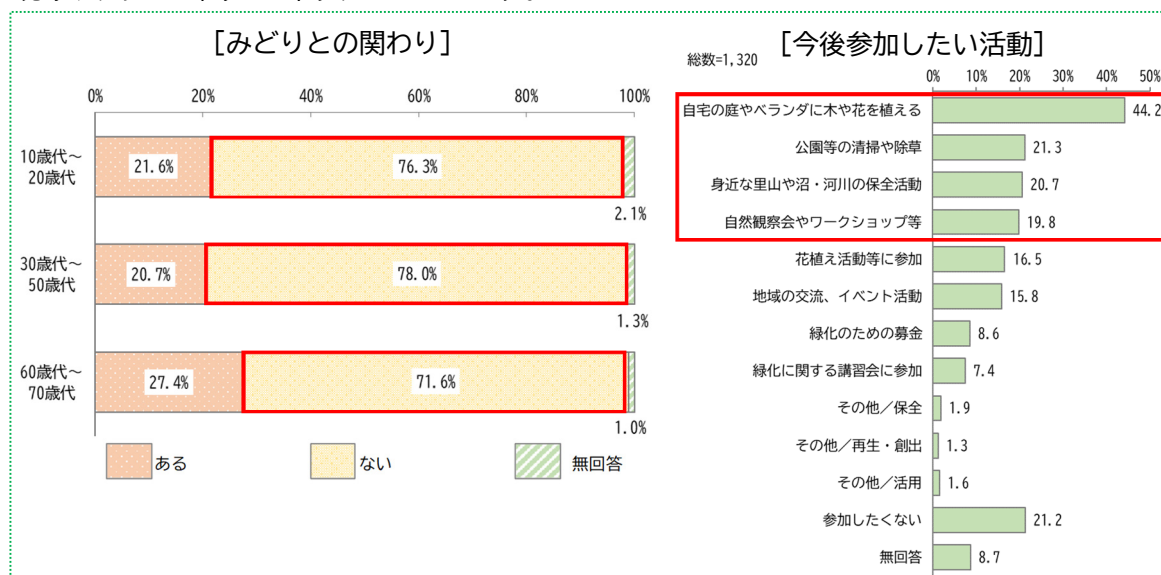
○市のみどりづくりの目標として、自然保護や景観づくり、公園再整備等を望む人が多くなっています。

○年齢別では、30歳代～70歳代では自然環境の保護、まちの景観を美しくするみどりの創出、10歳代～20歳代では公園等の再整備を望む人が多くなっています。



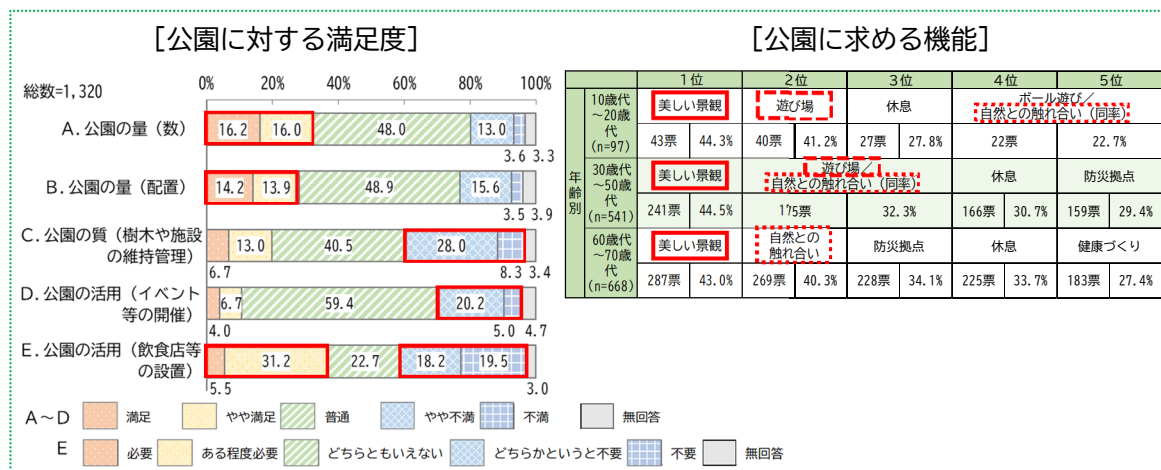
◆みどりとの関わりについて

- 緑化活動や自然環境保全活動への参加割合は少なく、特に若者のみどりに触れる機会が少なくなっており、参加機会を増やしていく取組が必要となっています。
- 今後参加したい活動としては、身近な活動の他にも、里山や沼・河川の保全活動、自然観察会等への関心が高くなっています。



◆公園に対する満足度、求める機能

- 公園の量(数・配置)では、満足度が高くなっていますが、公園の質(樹木や施設の維持管理)や公園の活用(イベント等の配置)では、不満の割合が多くなっています。
- 公園に求める機能は、「美しい景観」がどの年代でも最も多く、若い世代では「遊び場」、高齢層では「自然との触れ合い」や「防災拠点」が多い傾向となっています。



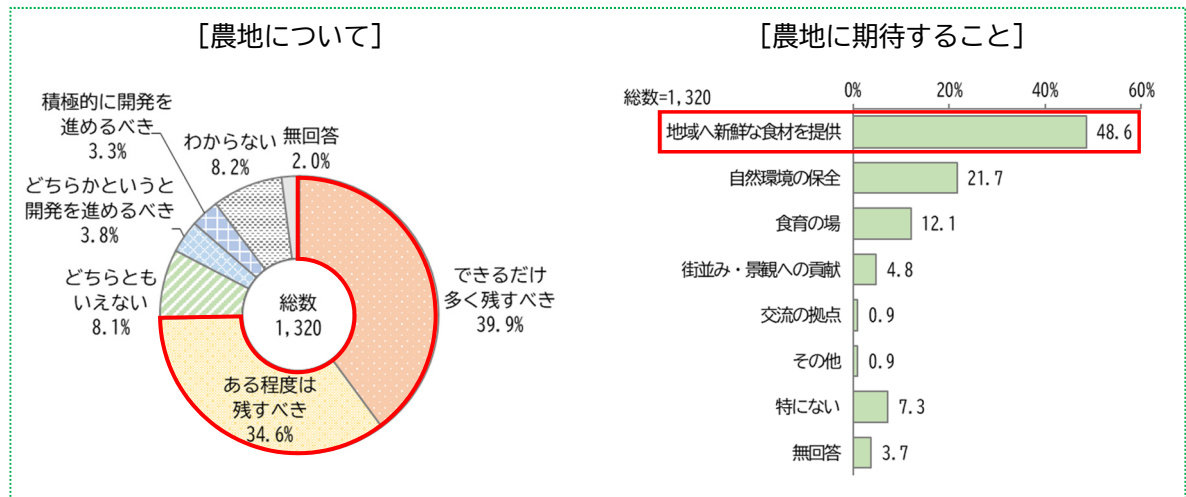
本アンケート調査では、高齢者(60歳代、70歳代)の回答割合が約50%と高い一方で、子育て世代(20歳代、30歳代)の回答割合が約15%となったことから、他のアンケート調査を参考に子育て世代の意見を補足します。

※第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書(H31.3) 子育ての環境や支援について期待することとして、約7割が「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」と回答しています。

※佐倉市市民アンケート調査報告書(佐倉市都市マスタープラン)(R2.3) 公園のあり方として、「災害時に避難できる公園を整備する」意見が最も多く、次いで「現在ある公園を適切に維持・管理する」が多くなっています。

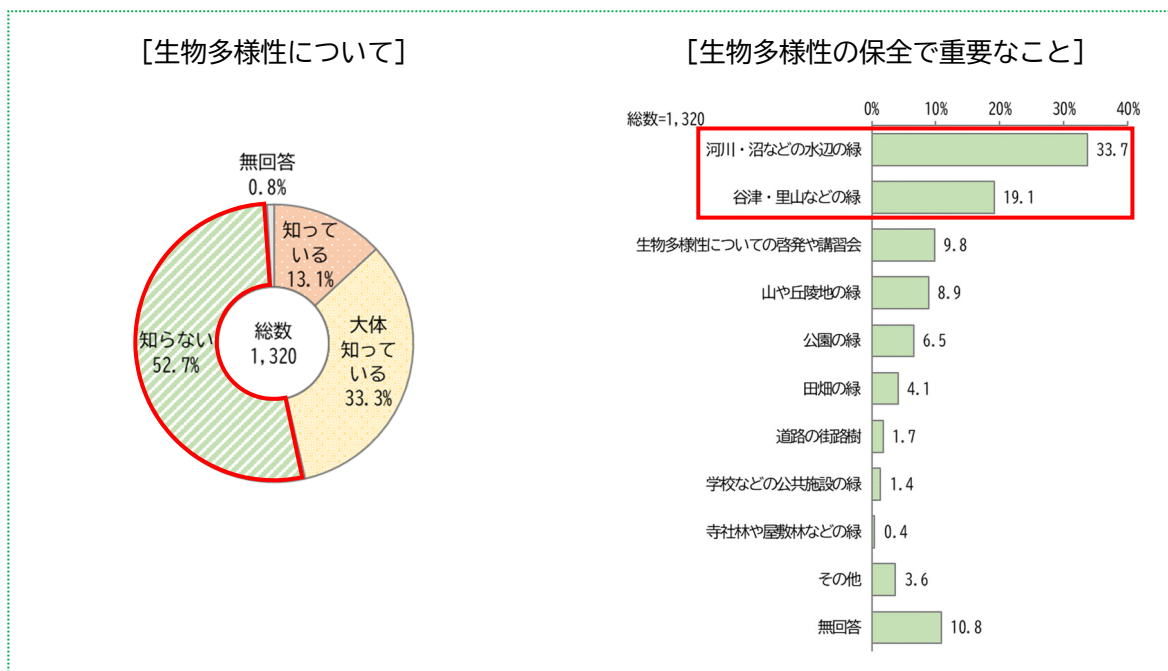
◆佐倉市の農地について

- 市内の農地については、残すべきとの意見が多く、また期待することとしては、地域へ新鮮な食材の提供、自然環境の保全となっています。
- これらから、市内の農地に対しては、現状を保全しつつ、さらに活用することが求められており、保全と活用、担い手不足による耕作放棄地の増加への対策を講じる必要があります。



◆生物多様性について

- 生物多様性については、過半数が「知らない」と回答しており、認知度が低い状況です。
- 一方で、生物多様性の保全には、「河川・沼などの水辺の緑」や「谷津・里山などの緑」が重要と考えられています。
- 生物多様性の保全は、ネイチャーポジティブも含め、カーボンニュートラルに続く国際的な問題に取り上げられていることから、認知度を高めるとともに保全に向けた取組が必要となっています。



(4) 佐倉市のみどりの課題

みどりの概要及び市民アンケート調査を踏まえ、本市では以下のみどりの課題があげられます。

課題 ①	みどりの量の確保だけでなく、みどりの再編による適切な維持管理と質の向上（ストックマネジメント）を図る必要があります。
<p>〔農村のみどり〕</p> <p>○農村地域における谷津、里山、農地、斜面林、平地林等は貴重な自然資源であり、本市の景観や自然環境を形成している重要なみどりとなっていますが、開発による減少や、相続による管理者の不在や人口減少に伴う農業の担い手不足等により、維持・管理が困難になった結果、荒廃がみられることから、保全・再生を図っていく必要があります。</p> <p>〔水辺のみどり〕</p> <p>○印旛沼や河川沿川の水辺のみどりは、景観及び多様な生物が生息する自然環境であり、これらの環境を維持・保全することが必要です。</p> <p>〔都市のみどり〕</p> <p>○都市におけるみどりは、公園や街路樹などの公的に管理されているものや、斜面林や都市農地、住宅の庭木などの民間に管理されているもので構成されています。</p> <p>これらのみどりが適正に管理されている限りは、都市生活の潤いや快適性の向上、環境改善などのプラスの効果を発揮しますが、管理費用の増大に伴う市の予算不足や相続による管理者の不在などで、管理が行き届かなくなると老化・腐朽した樹木の倒壊や折れ枝による事故の誘発や、景観の乱れなど快適な都市生活を損なう要因となることが課題となっています。</p> <p>○都市のみどりのうち、特に公園については、整備から30年以上を経過する公園が多くなってきており、みどりのみでなく施設全般の老朽化が進んでいます。既存の公園について、限られた財源の中で、安全で快適な利用をどのように維持し確保していくか、また各公園の機能や役割に応じた再編・再整備等が課題となっています。</p>	

課題 ②

豊かな暮らしを支える社会基盤として活用（アセットマネジメント）する必要があります。

〔グリーンインフラの活用〕

○自然環境が本来的に有する多様な機能が発揮されることで、持続可能で魅力ある地域づくりを進めることができます。本市の特徴でもある豊かな自然環境をグリーンインフラとして活用し、防災・減災、地域振興、生物生息空間の提供等につなげていくことが求められています。

〔公園・緑地の活用〕

○市民が日常の生活に楽しみや生きがいを創り、十分なスポーツやレジャー、余暇活動を行うための場を提供するため、都市公園やその他の緑地の持つレクリエーション機能の充実による利活用の向上が求められます。

課題 ③

市民や民間事業者のみどりへの関心を高め、関わる機会を創出する必要があります。

〔自然環境の維持・保全の取組〕

○谷津、里山、水辺空間といった自然環境の維持・保全においては、行政のみではなく、市民や民間事業者と連携して取り組む必要があります。

〔民間活力の活用〕

○老朽化等により利便性や利用頻度が低くなっている公園について、多様なニーズに対応するため、民間事業者の専門的な知識や技術、資金を活用しながら、公園の質を高めていくことが必要です。

〔みどりに触れる機会の充実〕

○市民ニーズに応じた整備・施策等の展開、協働によるみどりの保全・活用し、次世代への継承を図るため、みどりに触れる機会の充実が求められます。

○特に生物多様性については認知度が低く、市民の認知度向上を図るだけでなく、次世代を担う子どもたちが自然と触れ合い、自然を学び・体験する機会を提供し、カーボンニュートラルに続く国際的な問題として注目されているネイチャーポジティブ（自然生態系の損失に歯止めをかけ、回復させていくこと）の実現に向け、取り組む必要があります。

第3章 みどりの保全及び緑化の目標

(1) みどりの基本計画の策定の意義

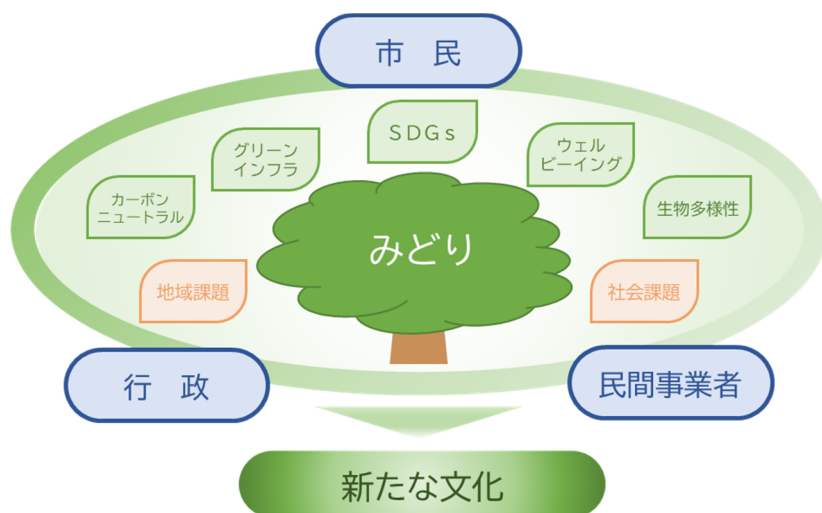
これまで長い年月をかけて積み重ねてきた「自然 歴史 文化」という本市の資産を、現在の世代が享受しながら、次世代に誇りを持って引き継ぐため、「佐倉すみどりの基本計画」を策定しました。

人間は、太古の昔から、「水辺とみどりと高低差のある地形」を好み、そういった場所を理想的な「居住空間の一等地」として認識してきました。生きていくためには、まず水の確保が不可欠です。水辺には動物が集まるため、狩猟に向いています。また、水が豊かな場所は、植物も育ち、果実などが手に入りやすい環境です。つまり、水辺とは、生きるために必要な水と食糧が手に入る住みやすい土地なのです。一方で洪水等の被害が生じた時には、高台があることで安全に生活を営むことができました。坂の町として知られる本市は、このような一等地だったからこそ、縄文時代から人と自然が共生することにより歴史が生まれ、その地域特有の行為の積み重ねにより文化が育まれてきました。

しかし、20世紀において、人間は急激な経済発展を遂げた一方で、本来豊かであったはずの自然環境を失ってしまいました。経済的な発展の重要性と比べると、自然の豊かさが暮らしの豊かさにつながるといことは忘れられがちでしたが、近年の気候変動や災害の激甚化・頻発化により、今、みどりの価値が見直され、自然の損失を止め、回復させる機運が高まりつつあります。このことは、現代社会において、みどりを自然資本と捉えた自然に根差した社会課題の解決(Nature-based Solutions: NbS)が主流になりつつあることを意味しています。

市民にとって最も身近な公共空間である公園は、憩いの場であるだけでなく、地域課題や社会課題を解決するためのプラットフォームとして機能することが求められています。また、本市は、市街地と市街地の間に豊かな水辺とみどりが広がっており、みどりへのアクセスが容易であることから、みどりを活用した市民のウェルビーイング等の実現にも貢献できると考えています。

みどりとは文化である。みどりが社会に関わるすべての人々をつなぎ、みどりが持つ多様な機能が人々の暮らしを支え、みどりと人との関わりが歴史と文化を紡ぎます。つまり、本市のみどり全体が、これまで連綿と築かれてきた文化の表象でもあるのです。人と自然をつなぎ、歴史を育み、文化を紡いでいく。そして、先人たちがつないできた「自然 歴史 文化」という資産を次世代に継承し、発展させていくため、「佐倉すみどりの基本計画」を策定しました。



(2) みどりの将来像・みどりの基本方針

人と自然をつなぎ、暮らしを育み、文化を紡いでいく。そして、先人たちがつないできた「自然 歴史 文化」という資産を次世代に継承し、発展させていくため、本市が目指すみどりの将来像を「みどりと暮らしをつなぐまち佐倉」と定めます。

この将来像を実現するため、みどりの「保全・活用・共創」の観点から、『みどりの基本方針』を設定します。

みどりの将来像・みどりの基本方針

将来像

つなぐまち佐倉
みどりと暮らしを

基本方針

【基本方針 1】みどりの保全

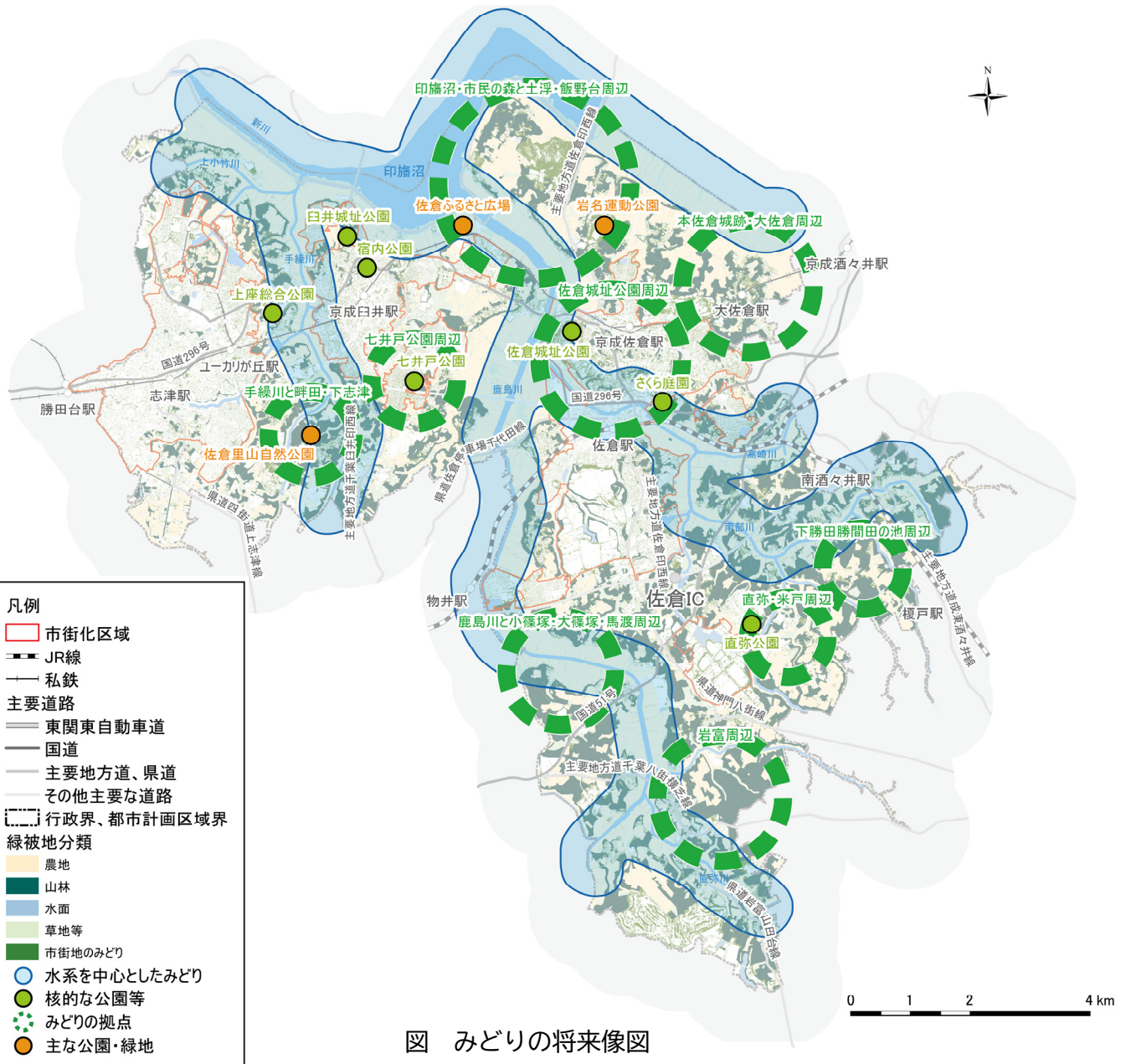
豊かな“みどり”を守り、次世代へつなぎます

【基本方針 2】みどりの活用

“みどり”を資産として活用し、豊かな暮らしとつなぎます

【基本方針 3】みどりの共創

“みどり”と市民団体や民間事業者をつなぎ、パートナーシップを構築します



(3) 目標（成果指標）

みどりの“量”や“質”に対する市民の満足度、市民1人あたりの公園面積といった成果指標を設定します。

◆みどりの量を維持します。

本市には、市全域で約6,991.2haのみどりがあり、市域に対する割合（緑被率）は約67.5%となっています。

本計画では、この緑被率を将来にわたって維持していくことを目標とします。

また、市民アンケート調査では、みどりの量についての満足度は高い結果となっており、この満足度を将来にわたって維持していくことを目標とします。

成果指標① 緑被率を維持します。	現況値 (令和元年度) 67.5%	目標値		
		令和7年 67.5% (1.0倍)	令和10年 67.5% (1.0倍)	令和13年 67.5% (1.0倍)
成果指標② みどりの量に対する満足度を維持します。	現況値 (令和5年度) 81.4%	目標値		
		令和7年 81.4% (1.0倍)	令和10年 81.4% (1.0倍)	令和13年 81.4% (1.0倍)

◆みどりの質を向上します。

市民アンケート調査では、みどりの量についての満足度が高い一方で、みどりの質についての満足度は低い結果となっています。

本計画のみどりの施策を推進することにより、みどりの質についての満足度を向上していくことを目標とします。

成果指標 ③ みどりの質に対する満足度を向上します。	現況値 (令和5年度) 69.6%	目標値		
		令和7年 71.4% (1.03倍)	令和10年 73.2% (1.05倍)	令和13年 75.0% (1.07倍)

◆みどりと関わる機会を増やします。

市民のみどりへの関心が高まり、みどりと関わる機会が増えることは、持続可能な社会の実現や市民のウェルビーイングの向上、「自然 歴史 文化」といった本市の魅力を知る機会の創出等、多種多様な効果につながります。市民のみどりと関わる機会を増やす指標として、最も身近なみどりである公園の利用頻度(年1回以上、公園を利用した人の割合)を向上していくことを目標とします。

成果指標 ④ 公園の利用頻度を増やします。	現況値 (令和5年度) 69.3%	目標値		
		令和7年 71.2% (1.03倍)	令和10年 73.1% (1.05倍)	令和13年 75.0% (1.08倍)

第4章 将来像の実現に向けた取組

(1) 基本施策の設定

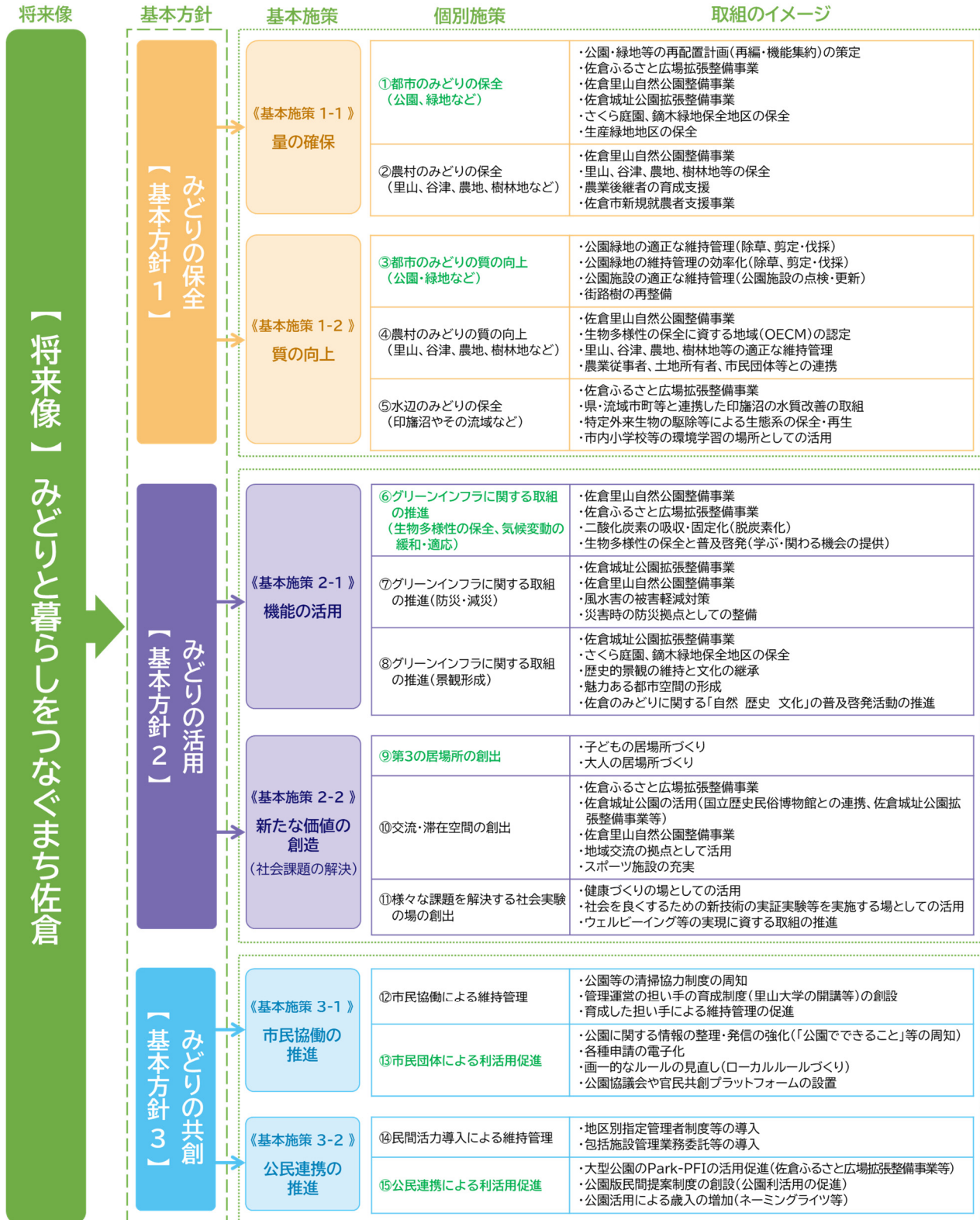
みどりの将来像の実現に向けた取組として、基本方針の「みどりの保全」、「みどりの活用」、「みどりの共創」に基づいた基本施策を設定します。



(2) 個別施策の設定

基本施策ごとに、取組のイメージ等を体系的に整理し、個別施策を設定します。

取組の体系（個別施策一覧）



※緑色表示の施策は、重点施策へ位置づける

(3) 取組内容

将来像を実現するため、基本方針に基づき、基本施策の具体的な取組として、以下の個別施策を実施します。

1 みどりの保全

《基本施策1-1》 量の確保：貴重なみどりを守り、次世代へ残します。

本市の特徴でもある都市や農村の豊かなみどりの保全と質の向上を図るとともに、水辺のみどりの保全を推進していきます。

みどりの量については、絶対”量”ではなく、適正”量”の確保に努めます。

個別施策① 都市のみどりの保全（公園、緑地など） 重点施策



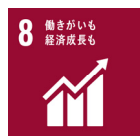
本市を象徴する公園等をみどりの拠点として位置づけるとともに、既存の公園等の適正な配置、適切な機能の分担等を検討し、保全に努めます。

また、既存の都市内のみどりの保全を図るため、都市緑化の推進に努めます。

- 既存の公園・緑地については、地域ごとに規模や位置を考慮した役割分担や機能を検討し、再編や機能集約といった再整備方針を設定します。その再整備方針に基づいて、みどりの拠点となる公園の整備を推進します。
- 都市内の貴重なみどりについては、良好な都市環境の形成のため、今後とも保全する地区に位置づけ、その保全を図っていきます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
公園・緑地等の再配置計画（再編・機能集約）の策定	市全域	公園緑地課
佐倉ふるさと広場拡張整備事業	臼井・千代田	公園緑地課 佐倉の魅力推進課
佐倉里山自然公園整備事業	志津・ユーカーが丘 臼井・千代田	公園緑地課 生活環境課
佐倉城址公園拡張整備事業	佐倉・根郷	公園緑地課 佐倉の魅力推進課 文化課
さくら庭園、鐺木緑地保全地区の保全	佐倉・根郷	公園緑地課 文化課
生産緑地地区の保全	市全域	公園緑地課

個別施策② 農村のみどりの保全（里山、谷津、農地、樹林地など）



気候変動の緩和・適応策や防災・減災等に資するグリーンインフラとして、本市の特色である里山・谷津環境の保全を推進します。

また、農村における担い手不足や耕地の荒廃の改善に向けた取組として、農業後継者の育成支援や新規就農者の受入環境を整備します。

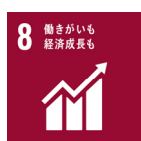
- 本市のみどりの特色である里山、谷津、農地、樹林地等を次世代へ継承するため、里山・谷津環境の保全を図っていきます。特に佐倉里山自然公園では、今後も用地取得を進め、一体的な環境の保全を推進していきます。
- 農村においては、農地の保全として耕作を継続していくための取組として、後継者の育成、新規就農者の支援事業を推進していきます。また、後継者育成や新規就農者支援の一環として、市民団体や民間事業者等と連携しながら農業体験等を実施し、交流人口・関係人口を増やし、移住定住を伴う新規就農等につなげるための取組を推進していきます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
佐倉里山自然公園整備事業	志津・ユーカーが丘 白井・千代田	公園緑地課 生活環境課 農政課
里山、谷津、農地、樹林地等の保全	市全域	生活環境課 農政課
農業後継者の育成支援	市全域	農政課 住宅課
佐倉市新規就農者支援事業	市全域	

《基本施策1-2》 質の向上：適正な維持管理により、みどりの質を高めます。

市民意向における、みどりの質に対する満足度の向上を図るため、みどりの適正量の保全だけではなく、管理が行き届いた、潤いのある豊かな都市空間を形成し、みどりの質を向上します。また、みどりの質を向上することにより、みどりの活用が促進され、みどりだけではなく、その周辺の都市空間の価値が向上するよう努めます。

個別施策③ 都市のみどりの質の向上（公園、緑地など） 重点施策



都市内の公園・緑地において、効率的に除草や樹木剪定を行うことにより、公園等のみどりの適正な維持管理に努めます。

また、老朽化が課題となっている公園施設では、定期的な点検を実施し、必要な修繕等を行うことにより、利用者の安心・安全を確保します。

- 公園・緑地においては、除草や樹木の剪定、適切な伐採など、適正な維持管理に努め、良好な景観・環境の形成を図ります。また、ICT技術やロボット草刈機の導入など、効率的な維持管理により、良好な景観・環境の維持に努めます。
- 公園施設の定期的な点検を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づいた修繕等により、安心・安全で快適な利用環境の維持、効率的かつ計画的な維持管理を行います。
- 身近なみどりである街路樹は、除草や樹木の剪定、適切な伐採など、適正な維持管理に努め、再整備を行っていきます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
公園緑地の適正な維持管理 (除草、剪定・伐採)	市全域	公園緑地課
公園緑地の維持管理の効率化 (除草、剪定・伐採)	市全域	
公園施設の適正な維持管理 (公園施設の点検・更新)	市全域	
街路樹の再整備	市全域	道路維持課

個別施策④ 農村のみどりの質の向上（里山、谷津、農地、樹林地など）



農村内においては、本市の特色である豊かな里山・谷津環境を保全し、様々な生態系の回復を図ります。

また、農村における担い手不足や耕地の荒廃の改善に向けた取組として、環境保全型農業に取り組む農業従事者への支援等を行います。

- 佐倉里山自然公園は、基本構想に基づいた計画的な用地取得により整備を進め、グリーンインフラとしての活用を進めていきます。
さらに、生態系ネットワーク構築のため生態系回復を図る地域として、生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定を目指します。
- 里山、谷津、農地、樹林地等の土地所有者、環境保全型農業に取り組む農業従事者に対しては、適正な維持管理が図られるよう市民団体等と連携して状況の把握に努め、必要に応じて適切な助言や援助を行って行きます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
佐倉里山自然公園整備事業	志津・ユーカリが丘 白井・千代田	公園緑地課 生活環境課 農政課
生物多様性の保全に資する地域（OECM）の認定	志津・ユーカリが丘 白井・千代田 和田・弥富	公園緑地課 生活環境課
里山、谷津、農地、樹林地等の適正な維持管理	市全域	生活環境課 農政課
農業従事者、土地所有者、市民団体等との連携	市全域	公園緑地課 生活環境課 農政課

個別施策⑤ 水辺のみどりの保全（印旛沼やその流域など）



印旛沼周辺は、水辺緑地とその背後に広がる水田、斜面樹林地などが連続し、多様な生物の生息地となっており、質の高い豊かな景観を形成しています。

これらの水辺のみどりの保全として、印旛沼の水質の改善や生態系の保全により、印旛沼及びその流域の水辺の親水性を高める取組を推進します。

- 佐倉ふるさと広場においては、拡張整備事業を推進し施設の充実を図ることによって、来園者が、水辺のみどりを体験できる環境づくりを行っていきます。
- 千葉県や印旛沼流域の市町と連携して、水循環の健全化や水質浄化に向けた取組を推進します。
- 地域固有種の保全を図り、自然生態系の保全・再生を図るため、特定外来生物の駆除等を行います。
- 印旛沼などの身近な自然や動植物への関心、自然を大切にする心や環境保全への意識啓発のため、市内小学校等の環境学習の場所として活用します。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
佐倉ふるさと広場拡張整備事業	臼井・千代田	公園緑地課 佐倉の魅力推進課 農政課
県・流域市町等と連携した印旛沼の水質改善の取組	志津・ユーカリが丘 臼井・千代田	生活環境課 公園緑地課 佐倉の魅力推進課
特定外来生物の駆除等による生態系の保全・再生	市全域	生活環境課 公園緑地課 佐倉の魅力推進課
市内小学校等の環境学習の場所としての活用	市全域	生活環境課 公園緑地課 佐倉の魅力推進課

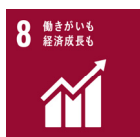
2 みどりの活用

《基本施策2-1》 機能の活用：みどりの機能を活かし、豊かな暮らしを支える社会基盤とします。

本市の豊かな自然環境が有するグリーンインフラとしての多様な機能を積極的に活用します。また、社会課題の解決に向けたみどりの新たな価値を創造し、活用することにより、持続可能で豊かな暮らしを実現します。

個別施策⑥ グリーンインフラに関する取組の推進 (生物多様性の保全、気候変動の緩和・適応)

重点施策



本市を代表するグリーンインフラとなり得るポテンシャルを持つ佐倉里山自然公園等のみどりの拠点を活用することにより、気候変動の緩和・適応が期待されることから、そのための取組を実施します。

- 佐倉里山自然公園、佐倉ふるさと広場の整備等により、自然環境の保全や良好な環境を確保し、都市における生物多様性の維持と保全、大気汚染の軽減といった気候変動の緩和・適応に向けた取組を進めます。
- 地域固有の多様な動植物及び生息環境に関して、学ぶ・関わる機会を提供し、生物多様性保全の普及啓発に努めます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
佐倉里山自然公園整備事業	志津・ユーカリが丘 白井・千代田	公園緑地課 生活環境課 農政課
佐倉ふるさと広場拡張整備事業	白井・千代田	公園緑地課 佐倉の魅力推進課
二酸化炭素の吸収・固定化(脱炭素化)	市全域	生活環境課
生物多様性の保全と普及啓発(学ぶ・関わる機会の提供)	市全域	

個別施策⑦ グリーンインフラに関する取組の推進（防災・減災）



近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、公園等のみどりの適正な管理・活用や防災機能を整備することにより、災害時の市民の安心・安全を確保する取組を実施します。

- 佐倉城址公園、佐倉里山自然公園といった自然環境を多く含む公園については、適正な維持管理によって、樹木の倒木や土砂災害といった風水害の被害軽減を図ります。
- 公園や緑地は、避難施設や防災機能の整備を図り、災害時における防災拠点として活用していきます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
佐倉城址公園拡張整備事業	佐倉・根郷	公園緑地課 佐倉の魅力推進課 文化課
佐倉里山自然公園整備事業	志津・ユーカリが丘 白井・千代田	公園緑地課 生活環境課 農政課
風水害の被害軽減対策	市全域	公園緑地課 危機管理課
災害時の防災拠点としての整備	市全域	治水課 下水道課

個別施策⑧ グリーンインフラに関する取組の推進（景観形成）



本市の歴史的文化資産が集積した旧城下町周辺等のみどりを活用することにより、歴史的景観と文化の継承を推進する取組を実施します。

また、みどりに触れる機会充実の取組として、本市におけるみどりに関する「自然 歴史文化」を、市民や市外への普及啓発活動を推進していきます。

- 旧城下町周辺の佐倉城址公園、武家屋敷群、さくら庭園、鎗木緑地保全地区等におけるみどりの保全を図ることによって、歴史的景観と文化を継承する魅力的なまちなみや都市空間の形成に活用していきます。
- 本市におけるみどりに関する「自然 歴史 文化」を、市民や市外へ周知を図るため、既存の文化施設等とも連携して、普及啓発活動を推進していきます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
佐倉城址公園拡張整備事業	佐倉・根郷	公園緑地課 佐倉の魅力推進課 文化課
さくら庭園、鎗木緑地保全地区の保全	佐倉・根郷	公園緑地課 文化課
歴史的景観の維持と文化の継承	市全域	公園緑地課 都市計画課 文化課
魅力ある都市空間の形成	市全域	公園緑地課 都市計画課
佐倉のみどりに関する「自然 歴史文化」の普及啓発活動の推進	市全域	公園緑地課 文化課

《基本施策2-2》 新たな価値の創造（社会課題の解決）：みどりの新たな価値を創造し、豊かな暮らしの実現を目指します。

市民にとって最も身近な公共施設であり、最も身近なみどりでもある市街地の公園や市街地周辺部の豊かなみどりを、豊かな暮らしを支え、地域課題や社会課題を解決するためのプラットフォームとして活用することにより、みどりの新たな価値を創造します。

個別施策⑨ 第3の居場所の創出 **重点施策**



本市の豊かな自然環境での体験活動や外遊びの機会を通じて学び、成長する居場所づくりを推進します。

また、ゆとりある屋外空間として多様なニーズに応えられる大人の居場所づくりを推進します。

- 誰一人取り残すことのない地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、学校や職場、家庭とは異なる第3の居場所、地域の誰もが気軽に利用できる場として、子どもの居場所づくり、大人の居場所づくりの創出に取り組めます。
- 子どもの居場所づくりにおいては、市内の子育て支援団体等との連携を図り、森のようちえん等の自然保育やプレーパーク活動を推進します。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
子どもの居場所づくり	市全域	公園緑地課 こども政策課 障害福祉課
大人の居場所づくり	市全域	公園緑地課 生涯スポーツ課 高齢者福祉課

個別施策⑩ 交流・滞在空間の創出

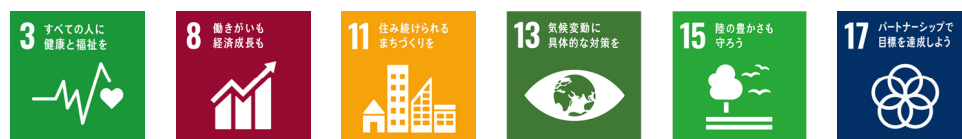


本市の自然豊かな環境や本市ならではの魅力を体験できる空間として、既存の大規模公園を活用することにより、市民だけでなく、市外からも多くの方々が気軽に繰り返し訪れたくなるような、居心地が良く、多様な出会いや交流、経済活動が生まれる地域交流や観光拠点としての活用を推進します。

- 佐倉ふるさと広場、佐倉城址公園、佐倉里山自然公園といった既存の大規模公園は、それぞれが持つ機能とみどりの機能が連携した空間として整備を図り、来園者が自然豊かな環境や本市ならではの魅力を体験しながら交流・滞在できる地域交流拠点として活用します。
- 地域交流拠点では、利用者の多様なニーズに対応して、各拠点における機能や役割を設定したうえで、スポーツ施設の充実を推進します。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
佐倉ふるさと広場拡張整備事業	白井・千代田	公園緑地課 佐倉の魅力推進課
佐倉城址公園の活用（国立歴史民俗博物館との連携、佐倉城址公園拡張整備事業等）	佐倉・根郷	公園緑地課 佐倉の魅力推進課 文化課
佐倉里山自然公園整備事業	志津・ユーカリが丘 白井・千代田	公園緑地課 生活環境課 農政課
地域交流の拠点として活用	市全域	公園緑地課 都市計画課 佐倉の魅力推進課
スポーツ施設の充実	佐倉地区	公園緑地課 生涯スポーツ課

個別施策⑪ 様々な課題を解決する社会実験の場の創出



市民にとって最も身近な公共施設であり、最も身近なみどりでもある市街地の公園や市街地周辺部の豊かなみどり等を柔軟に使える身近な地域コミュニティとして、また、市民の健康増進やウェルビーイングの実現等の様々な社会課題の解決や地域の多様なニーズへの対応を試行的に実施する場としての活用を推進します。

- 市民の健康増進を推進するため、公園等における市民や市民団体の活動を推進するとともに、民間事業者とも積極的に連携を図り、健康づくりの場として活用していきます。
- 市民のウェルビーイングの向上にあたり、主に公園や緑地を、社会を良くするための新技術の実証実験等を実施する場として活用します。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
健康づくりの場としての活用	市全域	公園緑地課 健康推進課 生涯スポーツ課 高齢者福祉課
社会を良くするための新技術の実証実験等を実施する場としての活用	市全域	公園緑地課 企画政策課 商工振興課
ウェルビーイング等の実現に資する取組の推進	市全域	

③ みどりの共創

《基本施策3-1》 市民協働の推進：市民と協働し、みどりの維持管理や利活用を促進します。

市民や市民団体と協働して、みどりの保全や活用を行うため、本市のみどりを担う人材を育て、市民による維持管理や利活用を促進します。

また、退職年齢の延長など就労環境の変化に対応した市民協働のあり方を検討するなど、各年代の特性や生活スタイルに合わせたきめ細かい対応を検討し、幅広い年齢層からの市民参加の受皿づくりを行います。

個別施策⑫ 市民協働による維持管理



既存の公園等の清掃協力制度を周知し、市民参加を促します。さらに、既存の各市民団体の交流及び情報交換の場を設け、連携強化や役割の明確化を推進します。

また、市民がみどりに関わる機会の提供や制度の創設により、みどりを担う人材を育成します。

- 公園や緑地といった市民に身近なみどりについては、市民と協働してみどりの維持管理を行っていきます。既存の公園等の清掃協力については、各種の情報媒体や各市民団体を通して広く周知を図ります。
- 既存の各市民団体の交流や情報交換ができる協議会等の場を設け、連携強化や役割の明確化を図るとともに、市民協働の維持管理方法や担い手の育成制度の創設について、対応策を検討していきます。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
公園等の清掃協力制度の周知	市全域	公園緑地課
管理運営の担い手の育成制度（里山大学の開講等）の創設	市全域	公園緑地課 生活環境課 農政課
育成した担い手による維持管理の促進	市全域	

個別施策⑬ 市民団体による利活用促進 重点施策



特定の世代では、公園等の利用頻度の低迷が見られることから、様々な世代の市民が利用しやすくなる取組として、利用方法を適切に周知し、市民や市民団体の積極的な利活用を促進するとともに、利用における申請方法の電子化・簡素化を検討します。

また、多様なニーズに応じて柔軟に公園を利用できるような制度の創設を検討します。

- 公園に関する情報発信の強化として、各種の情報媒体や各市民団体を通して「公園でできること」等の周知を図ります。
- 公園等の利用に関する各種申請は、現在は書類での申請となっておりますが、インターネット等による電子化を検討します。
- 公園の利用にあたっては、現在は画一的なルールとなっており、利用者のニーズに合っていない面があります。そのため、個々の状況に応じたローカルルールを検討するなど、見直しを図っていきます。
- 既存の各市民団体の交流や情報交換ができる協議会等の開催、官民共創プラットフォームの設置により、公園等の利用に関する意見聴取を行い、合意形成を図ります。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
公園に関する情報の整理・発信の強化 （「公園でできること」等の周知）	市全域	公園緑地課 情報システム課 自治人権推進課
各種申請の電子化	市全域	
画一的なルールの見直し（ローカルルールづくり）	市全域	
公園協議会や官民共創プラットフォームの設置	市全域	

《基本施策3-2》 公民連携の推進：民間事業者と連携し、みどりの維持管理や利活用を促進します。

みどりの保全や質の向上、みどりの活用を行うため、本市のみどりを担う一員である民間事業者と積極的に連携を図ることにより、公園等の維持管理や利活用を促進します。

個別施策⑭ 民間活力導入による維持管理



公園等の管理運営にあたっては、より質の高い維持管理を行うため、指定管理者制度等の民間活力の導入を検討します。

また、公園だけではなく、より効率的な維持管理を行うため、街路樹や周辺施設との包括施設管理等の導入を検討します。

- 地区ごとの公園を一括して指定管理者制度を導入するなど、効率的な維持管理を推進していきます。
- 行政内部の管理区分を超えた包括的な施設管理の制度など、効率的かつコスト削減が図れる制度の導入を検討します。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
地区別指定管理者制度等の導入	市全域	公園緑地課 道路維持課 資産経営課
包括施設管理業務委託等の導入	市全域	

個別施策⑮ 公民連携による利活用促進 重点施策



公園等のオープンスペースの整備・保全を効率的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、大型公園等の整備にあたっては、Park-PFI 等の民間活力の積極的な導入を検討します。また、立地条件等が良く、集客が見込める公園については、公園活用による歳入増加策を検討し、その収益を維持管理に充てられるような取組を推進します。

また、民間事業者との連携により、公園の魅力を向上できるような施策を推進します。

- 佐倉ふるさと広場などの大型公園における公民連携の利活用促進として、公募設置管理制度（Park-PFI）等により、飲食店、売店等の公園施設の設置及び管理を行う民間活力の導入を検討します。
- 公園等における公民連携の取組を推進する手法について、広く民間事業者からアイデアを募るなど、新たな制度の創設を検討します。
- 岩名運動公園の野球場など、大型スポーツ施設を含む公園では、ネーミングライツ等の収入による施設の運営維持と利用者のサービス向上を検討します。

取組のイメージ	実施地域	主な担当課
大型公園の Park-PFI の活用促進（佐倉ふるさと広場拡張整備事業等）	市全域	公園緑地課 佐倉の魅力推進課
公園版民間提案制度の創設（公園利活用の促進）	市全域	
公園活用による歳入の増加（ネーミングライツ等）	市全域	

第5章 計画の実現に向けて

(1) 推進体制の構築

◆官民連携パートナーシップの構築（市民（市民団体）・民間事業者・行政）

計画の推進は、市民、事業者、及び市の三者を推進主体とし、円滑な施策の推進が図られるよう、協働・連携して行うこととします。

本市においては、以下のとおり、三者が役割分担しつつ協働・連携で計画を推進して行くこととし、本計画の実現に向けて、進捗管理とフォローアップの体制を構築していきます。

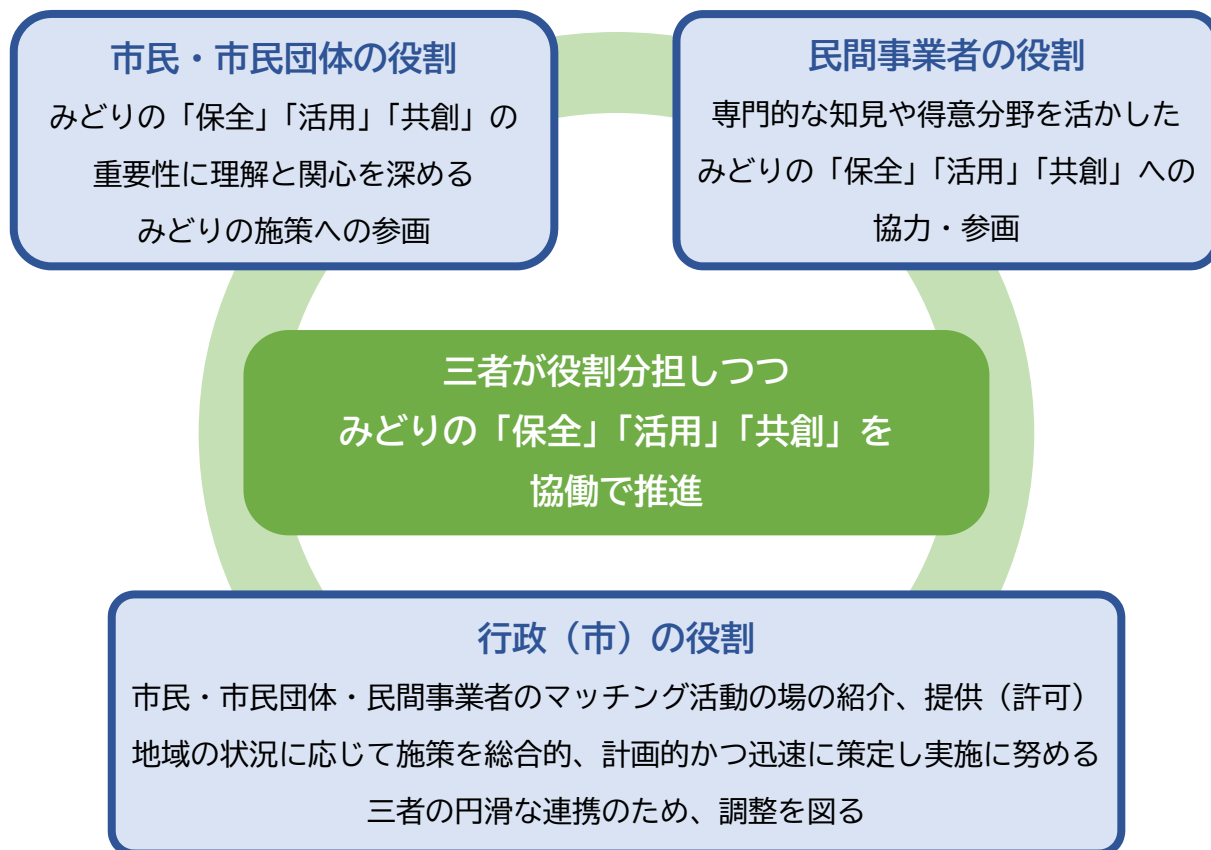


図 官民連携パートナーシップのイメージ図

◆庁内連携体制の構築

市民協働・官民連携パートナーシップの構築、運営にあたっては、個別施策ごとに庁内担当課を設定するとともに、市民団体や民間事業者への窓口を明確にしていきます。

また、各施策の連携を図るため、関係各課との庁内連携体制を構築していきます。

(2) 進捗管理

◆計画の進捗管理

計画の見直しに当たっては、PDCAサイクル※の実施により、計画の進捗状況を継続的に管理し、改善していきます。

※PLAN(計画)・DO(実行)・CHECK(評価)・ACTION(改善)を繰り返すことによって、計画の進捗状況を継続的に管理していく手法

本計画の策定(PPLAN・計画)を起点として、計画に基づく施策を実施(DO・実行)し、定期的な評価指標の確認や各施策の実施状況と課題の把握(CHECK・評価)し、その評価結果を踏まえた計画・目標の見直し(ACTION・改善)に繋げていきます。

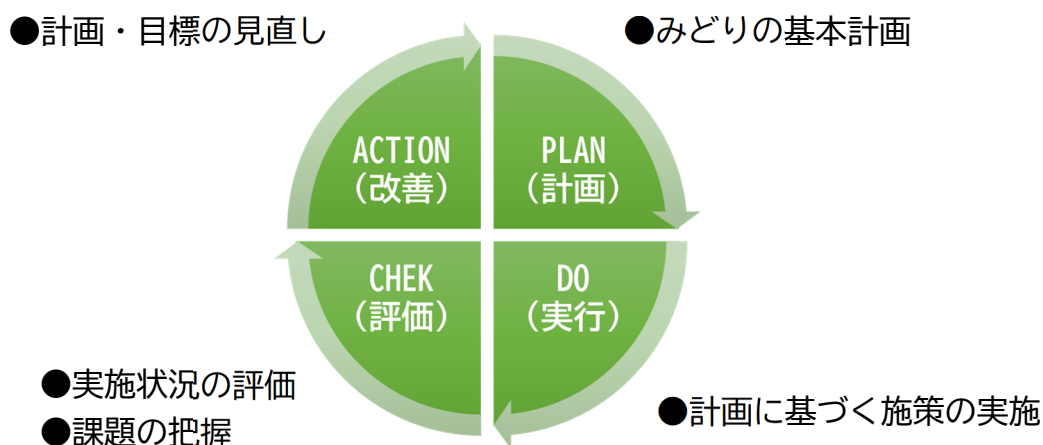


図 計画の進捗管理のイメージ図

◆ロードマップの策定と成果指標の設定

本計画において設定したみどりに関する個別施策の推進にあたっては、施策ごとのロードマップを作成し定期的に進捗状況の確認を行うとともに、成果を数値的に示すことが可能な施策については、目標とともに成果状況を確認する指標を設定していきます。